令和５年度
教育委員会点検･評価報告書

（令和４年度事業対象）

令和５年１１月

綾瀬市教育委員会

目　次

教育委員会の事務の点検・評価に当たって　・・・・・・・・４

１　教育委員会の事務の点検・評価制度について　・・・・・・・・・・・・・・・４

２　点検・評価の視点について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　第三者委員会とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　第三者委員会の委員構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　第三者委員会開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１部　教育委員会会議及び教育委員会の活動状況　・・・７

１　教育委員会について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　主な実績及び成果並びに点検・評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・８

（１）教育委員会会議について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

（２）教育長及び教育委員の活動について　・・・・・・・・・・・・・・・・１０

３　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（１）教育委員会会議の主な議事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（２）教育長及び教育委員の主な活動一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・１４

（３）新型コロナウイルス感染症の影響のため中止した主な活動一覧・・・・１５

第２部　教育振興基本計画の取り組み状況・・・・・・　１７

１　綾瀬市教育振興基本計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

２　各取組の点検・評価方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

（１）対象事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

（２）点検・評価の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

（３）自己点検・評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

３　令和５年度点検・評価対象事業の点検・評価結果　・・・・・・・・・・・２３

４　前期実行計画重点取組等の取組状況確認票　・・・・・・・・・・・・・・３１

５　前期実行計画その他取組の取組状況確認票　・・・・・・・・・・・・・・４５

６　第三者委員会による検証結果 ～ 第１部・第２部全体を通して ～　・・・６７

教育委員会の事務の点検・評価に当たって

１　教育委員会の事務の点検・評価制度について

平成１８年１２月に成立した教育基本法の新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指して、平成１９年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

この改正では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、教育委員会は所掌する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが義務付けられました。また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることも規定されています。

本市教育委員会ではこの法律に基づき、平成２０年度から毎年自らによる点検・評価及び第三者委員会の検証を実施し、議会に報告するとともに、その結果を公表してまいりました。本年度は、令和４年度における教育委員会会議及び教育委員会の活動状況並びに本市の第２期教育振興基本計画として策定された「綾瀬市学校教育推進プラン」（以下「学校教育推進プラン」という。）及び「綾瀬市生涯学習推進プラン」（以下「生涯学習推進プラン」という。）の前期実行計画に位置付けられている事業のうち、教育委員会の権限に属するものを対象として点検・評価を実施しました。地方における教育行政の中心的担い手としての役割の発揮に向け、今後も点検・評価の結果に基づき、改善・改革の努力を重ね、教育行政の円滑な運営と各施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えています。

教育委員会点検・評価フロー図

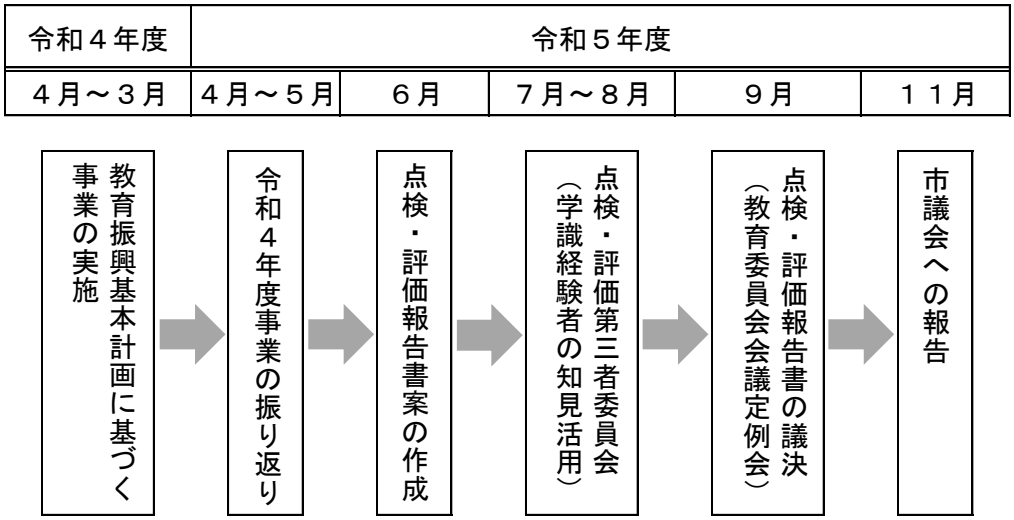

２　点検・評価の視点について

教育委員会制度の意義、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨等を踏まえ、令和４年度の教育委員会の活動状況及び前期実行計画に掲げる重点取組の取り組み状況について、次の２部構成で点検・評価を実施しました。

更に、学識経験を有する者で構成する第三者委員会において、教育委員会が行った点検・評価の内容や評価制度の在り方等について、外部（第三者）の視点から検証を行い、その結果を各部に掲載しています。また、第三者委員会には平成２５年度から教育委員も出席し、第三者委員との意見交換を行っています。本点検・評価においても、全ての会議に出席して意見を述べるなど、今後に向けた改善・改革への一助としました。

点検・評価第三者委員会 意見交換の様子

【第１部】教育委員会会議及び教育委員会の活動状況

教育委員会が教育行政の中心的な担い手としての役割を果たすためには、まず、合議制の教育委員会がその機能を発揮しているのかどうかが重要な視点であることから、教育委員会会議及び教育委員会の活動について点検・評価を実施し、今後に向けた課題の検討を行うとともに、市民への説明責任を果たすものとします。

【第２部】教育振興基本計画の取り組み状況

本市の第２期教育振興基本計画として策定された学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランの基本目標を実現するために、重点的な取組が必要な事業として、前期実行計画に位置付けた１０事業のうち、２事業について詳細な点検・評価を行いました。

また、上記以外の重点取組である８事業及びその他の３９事業については、「取組状況確認票」により実績や課題を整理し、今後の各事業の推進に資するものとします。

３　第三者委員会とは

綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、本市教育委員会の実施する点検・評価に対し、前述のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用し、外部の視点から検証を行うことを目的として設置しているものです。

４　第三者委員会の委員構成

第三者委員会は、次の５人の委員で構成されています。

職　　名	氏　　名	備　　考
委員長	飯島　将仁	玉川大学客員教授 元綾瀬市立小学校校長
委員長職務代理者	澁谷　敏夫	綾瀬市社会教育委員
委　員	新井　秀明	横浜国立大学名誉教授
委　員	深谷　登志男	元綾瀬市立小学校校長
委　員	樋口　玲子	綾瀬市立小学校ＰＴＡ会長

５　第三者委員会開催状況

【 第１回会議 】

令和５年７月２４日（月）午前１０時から正午まで

・委員委嘱式、委員長選任

・第２部点検・評価結果の説明と事務局へのヒアリング

・委員間の意見交換（後日、意見書の提出）

【 第２回会議 】

令和５年７月２６日（水）午前１０時から正午まで

・第１部、第２部点検・評価の説明

・委員間の意見交換（後日、意見書の提出）

【 第３回会議 】

令和５年８月３１日（木）午後１時から３時時まで

・第三者委員会検証結果のまとめ

各委員会の意見を基に、教育委員会点検・評価結果に対する第三者委員会としての検証結果をまとめました。

第１部

教育委員会会議及び
教育委員会の活動状況

１　教育委員会について

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村に設置されています。

教育長と教育委員との合議制により、教育行政における重要事項や方針を決定し、教育長を代表として事務を執行しています。

【教育委員会の構成員（令和５年４月１日現在）】

職　　名	氏　　名	任　　期　（期数）
教育長	袴田　　毅	令和 3年 4月1日 ～ 令和 6年3月31日(1)
教育長職務代理者	田中　恵吾	令和 3年10月1日 ～ 令和 7年9月30日(1)
委員	平出　恵子	令和 2年10月1日 ～ 令和 6年9月30日(2)
委員(保護者委員)	亀ケ谷　由美子	令和元年10月1日 ～ 令和 5年9月30日(1)
委員(保護者委員)	齊藤　隆訓	令和 4年10月1日 ～ 令和 8年9月30日(1)

２　主な実績及び成果並びに点検・評価結果

（１）教育委員会会議について

令和４年度の教育委員会会議は、月１回の定例会及び協議会を開催しました。

ア　定例会

定例会では、付議案件のほか、報告事項・教育行政視察の振り返り等の協議事項が議題とされました。審議にあたっては、付議案件の事前研修会や事前打合せを実施し、付議案件への理解を深め、積極的な審議・意見交換を行うことができたと考えます。

・綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針について

本市では、平成23年に策定された「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針」により、学校の適正規模・適正配置に係る基本的な考え方を定めていますが、策定から10年以上が経過し、また現在、ほとんどの学校施

設が築40年以上を経過していることから、近年の児童・生徒数の動向や、学校施設の老朽化に対応し、今後における良好な学習環境の確保及び円滑な学校運営の維持を見据え、同方針の改訂に向けた協議を行いました。

・綾瀬市立小・中学校プールのあり方基本方針について

本市の学校プールは老朽化が進んでおり、より良い教育環境を整備するためには改築等が必要になってきますが、それには多額の費用が必要です。また、他市の事例を見ると、計画的な授業の実施等のため、学校プールを使うだけではなく、市営又は民間のプールにて水泳授業を実施するなど、従来の方法とは異なる取組が見受けられます。

そこで、本市の学校プールのあり方を検討すべく、水泳授業の実施方法を中心とした「綾瀬市立小・中学校プールのあり方基本方針」を策定しました。

・その他

定例会の会議録については、定例会時に非公開で審議を行った議題であっても、定例会後に非公開とする理由が解消された議題についてはホームページ等での公開や市広報に掲載を行うなど、教育委員会会議における議論・意思決定の過程の透明化や教育委員会の活動内容の周知に努めました。

イ　協議会

協議会は、各所属の重点施策の予算化に向けた協議、各事業の実施に向けた進捗状況の確認等、定例会の付議案件とならない事項について、意見交換や情報共有を行うことができる貴重な場となっています。今後も、各所属が提出した議題の説明だけでなく、教育委員からの提案・協議などを取り入れることで、事務局との連携を深め、教育委員会全体の円滑な運営につなげていきます。

・各所属の重点施策について

各所属の重点施策について、年度当初に教育委員と事務局との間で率直な意見交換や不明確な事項についての質疑を行うことで、各施策の現状や課題、今

後の取組について共通認識を持ち、考えを整理した上で、定例会の付議案件や決算・予算の審議に臨むことができました。

・実施計画（案）の協議について

次年度以降に新たに実施する事業や、予算を拡充する事業について、構想を練る早い段階から教育委員の意見を反映し、施策の充実を図っていくため、各行政分野の主たる事業を位置付けた「実施計画」の案について、協議を行いました。

（２）教育長及び教育委員の活動について

ア　総合教育会議

令和２年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小・中学校における不登校児童・生徒数は全国で 196,127 人となり、過去最多となっています。本市においても、在籍児童・生徒に占める不登校児童・生徒数の割合は全国平均を上回っており、急増する不登校児童・生徒に対する支援体制の整備は急務となっています。

総合教育会議の様子

不登校児童・生徒が学校に通えなくなる要因・背景はさまざまであり、昨今ではヤングケアラーの問題など、それぞれの児童・生徒が抱える課題は多様化・複雑化しています。そのため、今後は部局の垣根を超えた庁内横断的な支援体制を整備していく必要があります。

１１月２日に開催された総合教育会議では、「不登校児童・生徒への支援の在り方について」をテーマに、市長、教育長・教育委員による協議を行いました。同会議の開催に先立って研修会を開催したほか、後述の教育行政視察のテーマを同一にすることで、事前に先進市の事例を学ぶことができ、活発な議論を行うことができました。今後も「自分らしく学び続ける」という教育大綱の基本理念の

実現に向け、引き続き市長部局と連携を図ってまいります。

イ　学校訪問

学校図書館の視察の様子

本市教育委員会が進める諸施策の検証や教育現場が抱える課題の把握を目的として実施している学校訪問について、令和４年度は感染症対策に十分配慮をしながら綾南小学校、天台小学校、落合小学校、綾瀬中学校を訪問しました。本市が重点的に取り組んでいる学校図書館の充実について現状確認を行ったほか、各校の研究テーマや重点目標への取組状況について説明を受けるとともに、授業参観や校長・教頭等との意見交換において、各校が抱えている課題や教育委員会への要望等、生の声を聴くことにより、教育現場の実態把握に努めました。課題点や改善事項については、早期に対応できるよう、学校との協議や予算化に向けた取組につなげていく必要があります。

ウ　教育行政視察

教育行政視察の様子

教育行政に関する取組を実際に見学することにより識見を高め、今後の教育施策の実施や立案に生かすため、不登校児童・生徒への支援について先進的に取り組んでいる海老名市教育支援センター「えびりーぶ」及び教育支援教室「びなるーむ」を視察しました。視察後の１０月定例会では、本件についての振り返りを行い、本市の地域特性を踏まえた施策の展開について、活発な議論を行いました。今後も教育行政視察を通して、さまざまな事例を参考にしながら、本市ならではの施策モデルを構築していきます。

３　参考資料

（１）教育委員会会議の主な議事

区分		議　　題
４月		令和４年４月２１日
定例会	議案	・綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の委嘱について　ほか１件
	報告	・教育委員会事務局職員の人事異動について　ほか３件
協議会	案件	・令和４年度の重点施策について　ほか４件
５月		令和４年５月２６日
定例会	議案	・綾瀬市立学校教科用図書採択方針について　ほか３件
	陳情	・北の台小学校の欠席連絡のオンライン化に関する陳情
協議会	案件	・令和４年度教育委員会点検・評価報告書第１部について　ほか４件
６月		令和４年６月２３日
定例会	議案	・綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程　ほか２件
	協議	・令和４年度教育委員会における事務の点検・評価について
協議会	案件	・市議会６月定例会における質疑状況について　ほか５件
７月		令和４年７月２８日
定例会	議案	・令和５年度使用小学校教科用図書の採択について　ほか２件
	報告	・令和４年度第１回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
	協議	・令和４年度学校訪問の振り返りについて
協議会	案件	・令和４年度教育行政視察の視察先について　ほか３件
８月		令和４年８月１８日
定例会	議案	・令和３年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて
協議会	案件	・令和４年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）について　ほか１件
９月		令和４年９月３０日
定例会	議案	・令和４年度教育委員会の点検・評価について
	協議	・綾瀬市生涯学習推進プラン（第２期綾瀬市教育振興基本計画）の素案について
協議会	案件	・（仮称）綾瀬市立小・中学校プールのあり方基本方針（案）について　ほか５件

区分		議　　題
１０月		令和４年１０月２５日
定例会	議案	・令和５年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について
	報告	・令和４年度第２回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
	協議	・令和４年度教育行政視察の振り返りについて
協議会	案件	・令和４年度総合教育会議について　ほか１件
１１月		令和４年１１月１５日
定例会	議案	・令和４年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
協議会	案件	・綾瀬市通学区域検討委員会の報告について　ほか２件
１２月		令和４年１２月２２日
定例会	議案	・令和４年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の決定について　ほか３件
	報告	・令和４年度第３回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
	陳情	・綾北中学校のマーチングバンド活動に伴う騒音についての陳情
協議会	案件	・令和４年度教育委員会表彰式について　ほか５件
１月		令和５年１月２６日
定例会	議案	・綾瀬市立小・中学校プールのあり方基本方針の決定について　ほか２件
	報告	・「令和４年度全国学力・学習状況調査」結果の分析について
協議会	案件	・部活動の地域移行の進捗状況について　ほか５件
２月		令和５年２月１４日
定例会	議案	・県費負担教職員の人事について　ほか２件
	報告	・令和４年度第４回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
協議会	案件	・令和５年度教育委員会の活動計画（案）について　ほか５件
３月		令和５年３月２８日
定例会	議案	・綾瀬市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則ほか３件
	報告	・令和４年度第５回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
	協議	・綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の素案について
協議会	案件	・令和５年度～７年度実施計画について　ほか３件

（２）教育長及び教育委員の主な活動一覧

<table>
<tr><th colspan="3">学校訪問（４校）</th></tr>
<tr><th>訪問校</th><th>訪問日</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>落合小学校</td><td rowspan="2">令和４年　７月　８日</td><td rowspan="5">・テーマに関する取組説明等
落 合 小：児童も教師も学び合う学校づくり～自律的な学びとは何か～ への取り組みについて
天 台 小：特別な配慮を必要とする児童・家庭への支援について
綾 瀬 中：コミュニティ・スクールの運用について
綾 南 小：「もっと知りたい、もっと考えたい」意欲的に学ぶ子 ～わかった！できた！があふれる授業～ への取り組みについて
・学校図書館の視察
・学校との意見交換</td></tr>
<tr><td>天台小学校</td></tr>
<tr><td>綾瀬中学校</td><td>令和４年　７月１４日</td></tr>
<tr><td>綾南小学校</td><td>令和４年　７月１５日</td></tr>
<tr><th colspan="3">教育行政視察</th></tr>
<tr><th>視察先</th><th>視察日</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>海老名市教育支援センター　えびりーぶ
海老名市教育支援教室　びなるーむ</td><td>令和４年１０月１３日</td><td>急増する不登校児童・生徒に対応するための体制整備について</td></tr>
<tr><th colspan="3">その他の教育委員活動</th></tr>
<tr><th>件　名</th><th>開催日</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>総合教育会議</td><td>令和４年１１月　２日</td><td>不登校児童・生徒への支援の在り方について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会点検・評価第三者委員会</td><td>令和４年　７月１２日</td><td>・第１部点検・評価の説明
・第２部についての協議</td></tr>
<tr><td>令和４年　８月２５日</td><td>第三者委員会検証結果のまとめ</td></tr>
<tr><td>神奈川県市町村教育委員会連合会研修会</td><td>令和４年１１月１８日</td><td>「支持待ち世代」の教育の在り方～「損在」を「尊在」に～</td></tr>
<tr><td>教育委員研修会</td><td>令和４年１０月１３日</td><td>本市の不登校児童・生徒支援の現状</td></tr>
</table>

件　名	開催日	内　　容
教育委員研修会	令和５年　３月２０日	綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針等の見直しについて
市町村教育長・ 教育委員研究協議会	令和５年　２月１０日	・初等中等教育の動向等について ・研究分科会
研究発表会等	令和４年　８月２４日	教育研究所研究員研究発表大会
	令和４年１０月１８日	社会科資料研究公開授業（綾北中）
	令和４年１１月２２日	教育課題研究・学級経営公開授業（綾北中）
	令和４年１１月３０日	教育の情報化研究公開授業（城山中）
	令和５年　１月１９日	教育の情報化研究公開授業（綾西小）
	令和５年　２月　１日	教育委員会指定研究推進校研究発表会 （綾北小）
	令和５年　２月　８日	教育課題研究・学級経営公開授業（北の台小）
学校関係行事	令和４年１０月２０日	小学校連合運動会
生涯学習関係行事	令和５年　３月　４日	家庭教育推進大会
式典関係	令和４年　４月　５日	中学校入学式
	令和４年　４月　６日	小学校入学式
	令和５年　２月１１日	教育委員会表彰式
	令和５年　３月　８日	中学校卒業式
	令和５年　３月２０日	小学校卒業式
意見交換会	令和４年１１月２６日	市ＰＴＡ連絡協議会と市長・教育長・ 教育委員の意見交換会

（３）新型コロナウイルス感染症の影響のため中止した主な活動一覧

研修会
関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会

第２部

教育振興基本計画の取り組み状況

１　綾瀬市教育振興基本計画について

本市の第１期教育振興基本計画（以下「第１期基本計画」という。）では、教育委員会が実施する学校教育及び生涯学習の推進に関する具体的な施策を定め、教育行政を推進していましたが、令和３年４月の行政組織の見直しに伴い、生涯学習課が市長部局へ移管したことから、学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランをそれぞれ策定し、両プランを合わせて本市の第２期教育振興基本計画として位置付けています。

第１期基本計画では、市民共通の目指すべき姿（基本目標）に加え、学校教育と生涯学習の分野ごとに基本目標を定め、三つの基本目標を定めていましたが、教育大綱の策定により、本市の教育全体の基本理念や目標が定められたことから、教育大綱の基本理念等につながる目標として、二つの基本目標を定めました。

綾瀬市教育大綱　基本理念

「自分らしく学び続ける」

第２期教育振興基本計画　基本目標

～人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

～生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民～

地域における様々な活動を通じて、市民一人一人が生涯にわたって学ぶ喜びと生きがい、誇りを持ちながら、お互いを認め合い人生をより充実していくことが望まれます。

本プランは、総合計画との整合性を図り、令和３年度から令和１２年度までの１０年間を対象期間とし、さらに、計画期間を前期・後期の各５年間に分け、具体的な実行計画を定め、各施策に取り組んでいます。

現在は、令和３年度から令和７年度までを計画期間とする前期実行計画に基づき、各施策を推進しています。

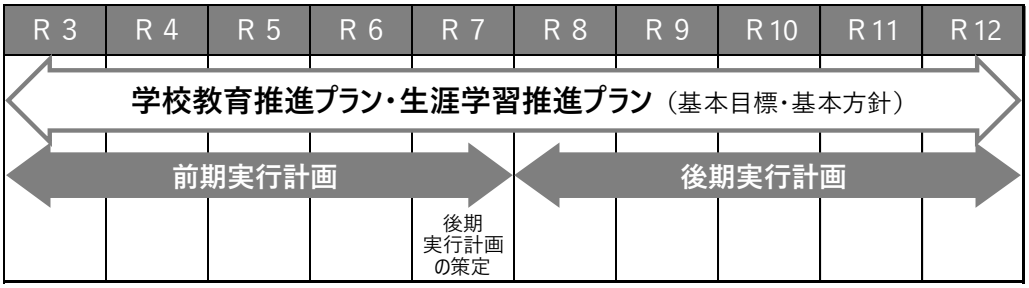

２　各取組の点検・評価方法について

教育振興基本計画における基本目標、施策の基本方針等に基づき実施した前期実行計画掲載事業について、令和４年度における本市教育委員会の取り組みがどのように実行され、どのような結果が得られたのか、教育委員会の自己点検・評価を実施しました。

自己点検・評価に当たっては、教育委員会事務局が行った自己点検・評価に対して、教育委員による部長・所属長へのヒアリングを実施し、教育委員会全体の自己点検・評価をまとめ、第三者委員会による検証を実施しました。

（１）対象事業

学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランの前期実行計画に位置付けられている事業のうち、教育委員会の権限に属する４９事業を次の３つに区分し、自己点検・評価を実施しました。

①点検・評価対象事業

重点取組及び「綾瀬市総合計画２０３０」の戦略プロジェクトに関連する事業として位置付けられている事業（以下「戦略Ｐ」という。）から２事業を抽出し、詳細な自己点検・評価を実施しました。

施策の方向	事業名	担当課
４－２ 学校における働き方改革の推進	学校における働き方改革の推進（新規）	学校教育課 教育総務課 教育研究所
６－１ 開かれた学校づくりの推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（拡充）	教育指導課 （生涯学習課）

②重点取組及び戦略Ｐ対象事業並びに新規取組

①の２事業を除く重点取組及び戦略Ｐ対象事業並びに新たに取り組む事業（新規取組）について、自己点検を実施し、令和４年度の取り組み状況（実績・成果）を確認するとともに、今後の課題を抽出しました。

③その他取組

①及び②を除くその他取組（３**7**事業）について、取り組み状況を確認し、自己点検を実施しました。

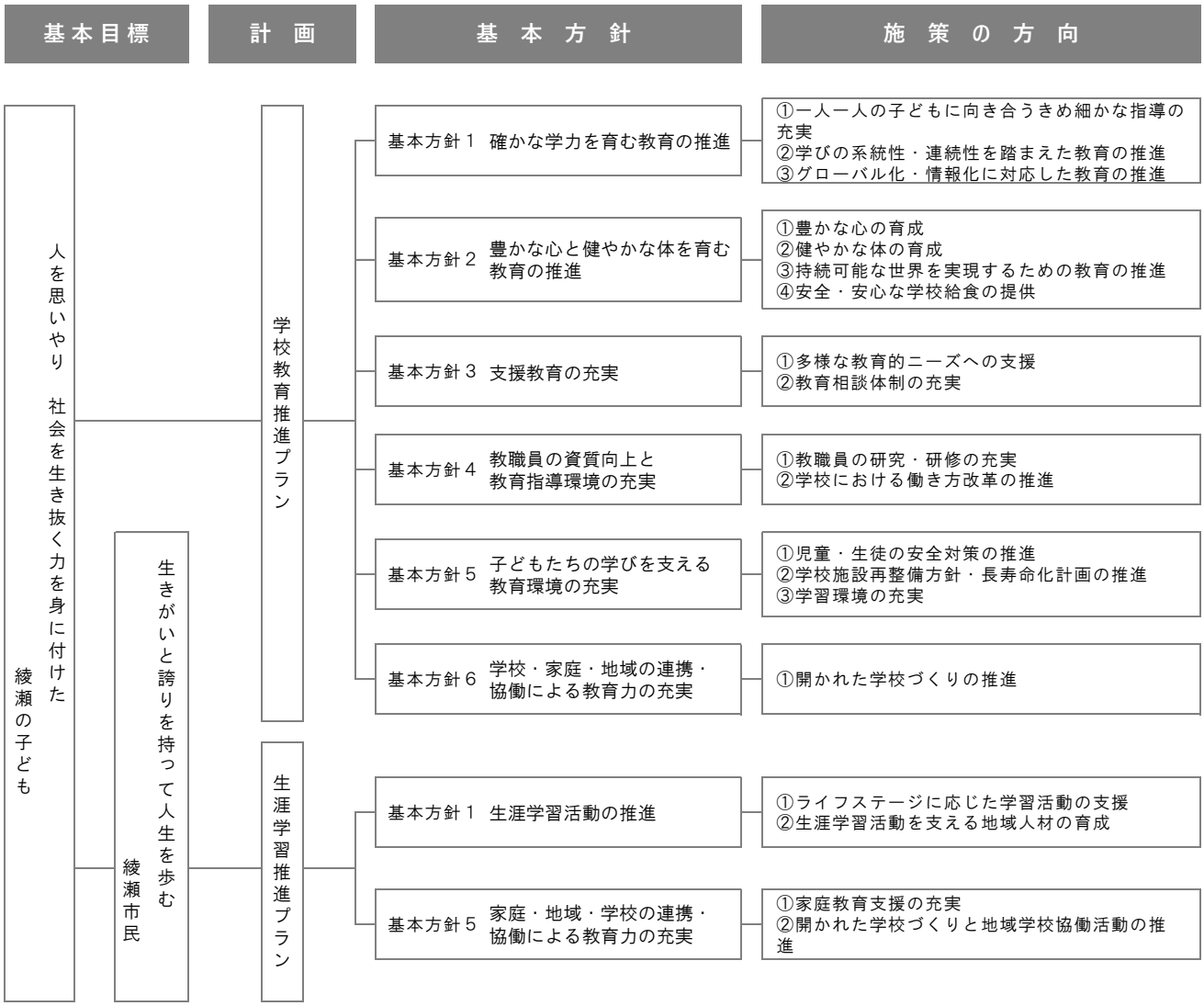

（２）点検・評価の方法

点検・評価対象事業を含む重点取組及び新規取組については、前期実行計画の目標に対する令和４年度の取り組み状況（実績・成果）を確認し、次の点検・評価区分に基づき、「計画を上回り実行」「計画どおり実行」「計画どおり実行できなかった」の３段階で自己点検・評価を行いました。「計画どおり実行」以外の評価をした事業については、その理由を記載するとともに、全ての事業において、今後の課題・改善事項を抽出しました。

評　価	点検・評価区分
計画を上回り実行	①目標に明記した事業量を上回った ②目標に明記した事業量を達成し、明記した取組内容よりも高い水準であった ③目標に明記した事業量よりも少ない事業量で取り組み、明記した取組内容や事業目的を達成し、コスト面や市民サービスが向上した（少ないコストや事業量で事業目的が達成できた） ④取組年度の前倒しなど、事業の早期提供等により、市民サービスが向上した
計画どおり実行	①目標に明記した事業量・取組内容を達成した ②目標に明記した事業量は確保できなかったが、明記した取組内容や事業目的を達成した
計画どおり実行できなかった	①目標に明記した事業量を下回った ②目標に明記した事業量どおりであったが、明記した取組内容に満たない水準であった（事業目的を達成できなかった）

（３）自己点検・評価結果

点検・評価区分に基づき実施した全重点取組及び新規事業（２事業）の自己点検・評価結果は次のとおりです。

評　価	事業数
計画を上回り実行	１事業
計画どおり実行	１０事業
計画どおり実行できなかった	１事業
合　　計	１２事業

３　令和５年度点検･評価対象事業の点検・評価結果

対象事業一覧

施策の方向	事業名	所管課	頁
４－２ 学校における働き方改革の推進	学校における働き方改革の推進（新規）	学校教育課 教育総務課 教育研究所	24
６－１ 開かれた学校づくりの推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（拡充）	教育指導課 (生涯学習課)	28

令和５年度対象事業　点検・評価シート

<table>
<tr><td>事業名</td><td>学校における働き方改革の推進</td><td>区分</td><td>新規</td><td>所管課</td><td>学校教育課
教育総務課
教育研究所</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">教員の厳しい勤務実態を踏まえ、教員の負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務を改善するとともに、教職員全体の労働安全衛生管理体制の充実に努めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画
の
目標
（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td>①市費学校事務嘱託員等の学校を支える人員の配置
②学校閉庁日の実施
③留守番電話の運用
④教職員の健康維持管理のための事業の実施
⑤在勤状況調査の実施
⑥校務支援システムの更新</td><td colspan="2">①市費学校事務嘱託員：各校１名
県費スクール・サポート・スタッフ：各校１名
②夏季休業期間中概ね４日間
③設定日：平日・長期休業期間の夜間
土日祝日
年末年始
学校閉庁日
④健康診断：年１回
ストレスチェック：年１回
医師による面接指導：随時
⑤全小・中学校：年３回
⑥全小・中学校</td><td colspan="2">①市費学校事務嘱託員：各校１名
県費スクール・サポート・スタッフ：各校１名（２名配置：綾西小、綾南小、北の台小、土棚小）
②４日間（8月9日～15日）
③設定日：平日・長期休業期間の夜間
土日祝日
年末年始
学校閉庁日
④健康診断：年１回
ストレスチェック：年１回
医師による面接指導：随時
衛生委員会設置（通年・綾瀬小）
⑤全小・中学校：年３回
⑥全小・中学校</td></tr>
</table>

令和５年度対象事業　点検・評価シート

実施内容 （実績）	・全小・中学校に市費学校事務嘱託員及びスクール・サポート・スタッフを配置し、県費事務職員の業務負担の軽減や、感染症対策として行っている学校内の消毒作業、教員の授業準備の補助等を行いました。 ・日直を置かずに対外的な業務を行わない日として学校閉庁日を設定し、教職員の休暇取得を促進しました。また、広報あやせ８月１日号において、学校閉庁日を始めとする働き方改革の推進に関する取組について市民へ周知を行いました。 ・令和４年度より、学校単位で作成したストレスチェックの結果について校長へ情報提供を行いました。また、ストレスチェックでの高ストレス者及び在勤調査での長時間勤務対象者について、必要に応じて校長から学校での様子を聴取し、管理監督者としての意識を高めてもらうよう助言を行いました。なお、ストレスチェック調査票を配付する際、無料メール相談等のチラシを作成し同封するなど、教職員への情報提供を行いました。 ・「学校における働き方改革の方針」に係る教育委員会の取組について、校長会等を通じて学校に報告を行いました。		
成　果	・学校ごとのストレスチェックの結果及び高ストレス者等の対応（医師による面接指導）について、学校長と情報共有を行い、教職員の労働安全管理体制の推進に努めました。 ・「学校における働き方改革の方針」に基づき、教育委員会各課での取り組み状況について学校へ周知し、教職員の休暇取得の推進や勤務時間についての意識啓発につなげました。 ・広報あやせに「学校における働き方改革について」を掲載したことにより、学校閉庁日や留守番電話の継続的な実施について周知を図るなど、市民への意識啓発に繋げました。		
教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	
課　題 改善事項	・在勤状況報告から、長時間勤務の状況を精査し、引き続き、「学校における働き方改革の方針」に基づき、教職員の意識啓発を図っていく必要があります。		
第三者委員による検証結果	・学校における働き方改革の推進については、学校閉庁日や留守番電話対応などの取組に対して、市民の理解を得られるよう広報活動を行ったことや、業務負担軽減のための環境整備を行ったことは評価できます。特に、校務支援システムの更新にあたっては、全く新しいシステムを導入するのではなく、既存のシ		

第三者委員による検証結果	テムのバージョンアップを行ったことで、新しいシステムに対応するための労力を削減することができ、負担軽減につながったと思います。 ・ＧＩＧＡスクール構想に伴う一人１台の学習用タブレット端末の導入など、教育環境が大きく変化し多様化することで、教育現場の負担は大きなものとなっています。加えて、あやせコミュニティ・スクールや綾瀬市型小中一貫教育などの施策を推進するにも、会議や研修への参加等の業務負担が増加していることから、新たな業務を追加せざるを得ない場合は、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づいて、業務量を削減できないかの検討も必要です。 ・人員体制の面では、保護者の電話相談等については学校に相談員を配置し、担任以外の職員が対応することや、専科教員をより多く配置するなど、教育現場の負担になっている業務を明確化し、教員を補佐する人員を増員するなど、教員が本来の職務に専念できるよう、分業化に努めていただきたいと思います。また、業務負担軽減のための環境整備だけではなく、研修会など、教員の生産性向上にフォーカスを当てた取組についても、点検・評価シートから読み取れるとよいと思います。 ・働き方改革を推進する上では、教職員の勤務時間管理は極めて重要です。決して虚偽報告がないよう、適正な勤務時間管理を徹底するとともに、教職員が働き方改革についてどのように考えているか、アンケート調査等を実施するなど、現場の実態把握に努めていただきたいと思います。

令和５年度対象事業　点検・評価シート

<table>
<tr><td>事業名</td><td>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</td><td>区分</td><td>拡充</td><td>所管課</td><td>教育指導課
生涯学習課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">地域への小・中学校の基本情報の提供や授業・学校行事の公開、保護者や地域ボランティアの活用のほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">①コミュニティ・スクールの設置
②地域学校協働活動推進員の配置
③コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた情報交換の実施</td><td colspan="2">①全小・中学校
②全小・中学校
原則各１人
③関係部局間との連絡会：年２回</td><td colspan="2">①全小・中学校
②全小・中学校
各１人
③課題検討委員会開催：年５回</td></tr>
<tr><td>実施内容（実績）</td><td colspan="5">・全小・中学校に学校運営協議会を設置するとともに、各学校から推薦のあった地域住民、保護者、学校の教職員等を学校運営協議会委員として任命することができました。各学校では、年間３～４回の学校運営協議会会議を計画し、テーマに沿った熟議を行うことができました。
・地域学校協働活動推進員については、全小・中学校ごとに各１人委嘱するとともに、「地域コーディネーター養成講座」を、公民館と連携して年３回開催することができました。
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けては、年５回課題検討委員会を開催して情報交換をするとともに、教育委員会から運営について支援を行いました。</td></tr>
<tr><td>成　果</td><td colspan="5">・学校運営協議会会議はすべての小・中学校で３～４回開催することができたため、熟議の中でビジョンを共有するとともに、課題等について議論するなど、円滑なスタートを切ることができました。
・アンケート調査の結果では、教職員の委員の約８割、教職員以外の委員の約６割が「学校や地域の課題や悩みについて、共有できている」と回答していることから、本制度の役割・意義について理解を得ながら、課題等について共有することができました。
・地域学校協働活動推進員については、養成講座を年３回実施することで推進員が活動の意義・役割を共有し、制服リサイクル活動等の生徒への支援活動や、学校行事開催に係るボランティア等、学校と地域が相互にパートナーとして取組を実施する「地域学校協働活動」に繋げる活動を、全推進員合計で年間約 200 時間実施することができました。</td></tr>
</table>

令和５年度対象事業　点検・評価シート

教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	
課　題 改善事項	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、今後も地域学校協働推進員を通じて学校と地域の連携をより一層深め、具体的な成果に結び付けていく必要があります。 ・教育委員会としては、各学校がコミュニティ・スクールとしてさらに充実していけるよう、学校に寄り添った適切な支援を行うことが求められています。		
第三者委員による検証結果	・全小・中学校にコミュニティ・スクールを設置し、地域学校協働活動推進員を配置したうえで、各校のテーマに沿った熟議を行うことができたことは評価できます。 ・課題はまだまだあり、綾瀬市らしいコミュニティ・スクールの形ができるまで時間はかかるとは思いますが、既に学校それぞれの特色を生かした取組を実施している協議会もあるので、教育委員会としては、研修会等を通して上手くいった実践事例などの共有を行い、支援していただきたいと思います。 ・地域学校協働活動については、地域学校協働活動推進員の方の負担になりすぎないように配慮しつつ、地域学校協働活動推進員が地域の学校支援ボランティアのコーディネーターとしての役割を積極的に担えるように支援していただきたいと思います。 ・また、今後の推進に当たっては、コミュニティ・スクールと学校における働き方改革とが矛盾せずに連動できるよう、教員に負担のない活動方法について研究したり、コミュニティ・スクールの目的などについて周知を行い、市民の理解や協力を促したりする必要があります。 ・コミュニティは「作るもの」ではなく「出来るもの」という考えの元、学校・地域の双方にメリットがある活動にしていくことで、地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進することに期待します。		

４　前期実行計画重点取組等の取組状況確認票

（点検・評価対象事業を除く１０事業）

対象事業一覧（重点取組等）

計画	基本方針	施策の方向	取　組　名	教育委員会の評価	所管課	区分	頁
学校教育推進プラン							
	基本方針１　確かな学力を育む教育の推進						
		１－１　一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実					
			小・中学校における読書活動の推進【重点】	計画どおり実行	教育指導課	拡充	34
		１－２　学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進					
			小中一貫教育の推進【重点】	計画どおり実行できなかった	教育指導課	拡充	35
		１－３　グローバル化・情報化に対応した教育の推進					
			教育の情報化の充実【重点】	計画どおり実行	教育研究所	拡充	36
			外国語（英語）教育の充実	計画どおり実行	教育指導課	新規	37
	基本方針２　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進						
		２－１　豊かな心の育成					
			児童・生徒指導の充実【重点】	計画どおり実行	教育指導課	継続	38
	基本方針３　支援教育の充実						
		３－１　多様な教育的ニーズへの支援					
			外国につながりのある児童・生徒への支援【重点】	計画どおり実行	教育指導課	継続	39
	基本方針４　教職員の資質向上と教育指導環境の充実						
		４－１　教職員の研究・研修の充実					
			綾瀬市教育史（平成史）の編集と刊行	計画を上回って実行	教育研究所	新規	40
	基本方針５　子どもたちの学びを支える教育環境の充実						
		５－２　学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進					
			学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進【戦略Ｐ】	計画どおり実行	教育総務課	新規	41
		５－３　学習環境の充実					
			学校ＩＣＴ環境の充実【重点】	計画どおり実行	教育研究所	新規	42
生涯学習推進プラン							
	基本方針５　家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実						
		５－１　家庭教育支援の充実					
			家庭教育支援の充実【重点】	計画どおり実行	生涯学習課/教育指導課	継続	43

学校教育推進プラン

基本方針１　確かな学力を育む教育の推進

施策の方向１－１　一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">小・中学校における読書活動の推進</td><td>区分</td><td>拡充</td><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">子どもたちの読書活動の推進による確かな学力の向上を図るため、学校司書を配置し、市立図書館との連携等により、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を充実するとともに、新聞を配架し、情報の収集・選択・活用能力の育成を推進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 学校司書の配置
② 新聞の配架
③ 図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施
④ 市立図書館との連携
⑤ 蔵書管理システムの更新</td><td colspan="2">① 全小・中学校 各１名（５h/日）
② 小学校４年生～中学校３年生　全クラス
③ 年３回
④ 配本：全小学校
団体貸出：全中学校
学校訪問：全小・中学校
⑤ 全小・中学校</td><td colspan="2">① 全小・中学校 各１名（4～5h/日　22ｈ/週）
② 小学校４年生～中学校３年生　全クラス
③ 年３回
④ 配本：全小学校
団体貸出：３校（13件）
学校訪問：小学校１校
⑤ 全小・中学校</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">学校司書を全校に配置することで、令和３年４月策定の綾瀬市学校図書館ガイドラインに則り、本の廃棄更新等、学校図書館の環境整備の充実が図られました。また、新聞の配架については、教材として活用されるなど、学習効果が高まりました。年３回の連絡会議では、一人１冊配本事業の協力を要請し、計画的に進めることができました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="4">学習指導要領で定められた年間授業時数35週の間に学校司書が勤務する年間時間を888時間と定めており、１週当たりの勤務時間は25時間以上（１日５時間以上）となっているため、また、市立図書館との連携制度も全小・中学校で整備されており、確かな学力を育むために、充実した読書環境を維持することができたため、計画どおり実行と評価しました。</td></tr>
<tr><td>課題改善事項</td><td colspan="6">読書活動の推進をさらに進めていくために、「児童・生徒一人１冊配本事業」「学校図書の充実」「学校司書の充実」を連携して進め、効果の向上を図っていく必要があります。また、市立図書館との事業については、電子書籍の活用について検討をしていく必要があります。</td></tr>
</table>

施策の方向１－２　学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">小中一貫教育の推進</td><td>区分</td><td>拡充</td><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">綾瀬市が目指す子ども像の実現に向け、綾瀬市型小中一貫教育モデルに基づき、授業スタイルの共通化や乗り入れ授業等を実施することにより、義務教育９年間連続的に成長する子どもたちの姿を見通しながら、小学校１年生から中学校３年生まで一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を進めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="5">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="3">実績</td></tr>
<tr><td>① 綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究
② 小学校への乗り入れ授業の実施
③ 教科担任制の実施
④ 小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有</td><td colspan="2">① 綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年４・５回
② 全小学校（教科は学校ごとに設定）
③ 全小学校
④ 担当者会：年５回
研修会：年10回</td><td colspan="3">① 年４回
② １校
③ 全小学校（教科は学校ごとに設定）
④ 綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年４回
担当者会：年５回
研修会：年10回</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会を年間４回開催し、綾瀬市型小中一貫教育モデルを基に、全小・中学校及び中学校区で取り組む内容を協議しました。
令和４年度は、全小・中学校で共通して取り組む内容について、綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会の中に「確かな学力部会」「児童・生徒指導部会」「心の教育部会」の３部会を立ち上げ、各小・中学校で共通して取り組める内容について協議しました。
３つの部会のうち「確かな学力部会」では、「授業スタイルの共通化」を目指し、「あやせ型授業モデル」「あやせ型ノート（プリント）モデル」を作成し、綾北中学校区の５校で教室等に掲示する等、先行実施をしました。
また、各中学校区では、昨年度に引き続き、小中交流会を実施して教員同士の関係構築に努めたり、互いの校内研究に参加したりする等の実践を行いました。
さらに、中学校の教員が小学校の６年生に数学や英語の乗り入れ授業を実施する学校もあり、小学校から中学校への円滑な接続につながりました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行できなかった</td><td>理由</td><td colspan="4">小学校への乗り入れ授業の実施を全小学校としていたが、現在は各中学校区の実態に応じ、中学校の教員が乗り入れが可能な授業から実施していくこととしているため。</td></tr>
<tr><td>課題
改善事項</td><td colspan="6">今後は、さらに市全体を考えた取組が推進できるよう、連絡協議会内での協議を充実させ、教職員及び児童・生徒への理解を深化させる必要があります。
また、小学校への乗り入れ授業については、英語だけでなく様々な教科等で実施することも可能であるため、小中一貫教育に係る非常勤講師による乗り入れ授業の実施だけではなく、接続する小・中学校が実態に応じて実施できるように教育委員会が支援を行い、より効果的かつ効率的な方法を探っていくことが必要です。</td></tr>
</table>

施策の方向１－３　グローバル化・情報化に対応した教育の推進

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">教育の情報化の充実</td><td>区分</td><td>拡充</td><td>所管課</td><td>教育研究所
教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">情報活用能力を始めとしたこれからの時代を生きていく上で基盤となる子どもたちの資質・能力を育むため、研修等の実施により、教員のＩＣＴ活用における指導力等の向上を図ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 教育研究所研究員による授業モデルの提示
② 教育の情報化推進のための研修の実施
③ ＩＣＴ活用における指導力向上のための教員研修の実施
④ タブレット端末・オンライン教材活用のための教員研修の実施
⑤ 教育の情報化実践事例集の作成・発行</td><td colspan="2">① 公開授業：年４回
② 教育の情報化研修会：年１回
③ ＩＣＴ活用に関する研修：１回
プログラミング教育に関する研修：１回
④ オンライン学習、アプリケーションに関する研修：年２回
⑤ 教育の情報化研究会：年５回</td><td colspan="2">① 公開授業：年２回
② 教育の情報化研修会：年１回
③ ＩＣＴ活用に関する研修：１回
プログラミング教育に関する研修：１回
④ オンライン学習、アプリケーションに関する研修（リクエスト研修）：年６回
⑤ 教育の情報化研究会：年14回</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">小・中学校各１校において、タブレット端末を活用した授業の実践を公開し、活用の普及に努めたほか、教育の情報化やＩＣＴ活用に関する研修会を開催し、教員のＩＣＴ活用における指導力等の向上を図りました。
また、教育の情報化研究会において、児童・生徒一人１台のタブレット端末の日常的な活用について研究を進め、「教育の情報化実践事例集」を作成しました。

①公開授業の実施（２回）
・小学校：綾西小学校３年生　体育　「体育　跳び箱運動」
・中学校：城山中学校１年生　理科　「エネルギー　力による現象」
②教育の情報化推進のための研修会（１回）
演題：「みんなで考える新しい情報モラル教育」
講師：市野　敬介（ＮＰＯ法人企業教育研究会事務局）
③ＩＣＴ活用における指導力向上のための研修（２回）
・ＩＣＴ活用　演題：「１人１台端末の活用期における日常的な教育実践」
講師：小林　祐紀（茨城大学　准教授）
・プログラミング教育　演題：「プログラミング教育　基礎講座」
講師：中丸　好章（市ＩＣＴ支援員）
④タブレット端末・オンライン教材活用のための研修（６回）
・リクエスト研修　６回（タブレット端末・デジタル教科書・パワーポイント等の活用、自作デジタル教材の作成・情報モラル指導・プログラミング教育等）
⑤教員がタブレット端末からも参照可能で、好事例を随時追加することができるよう、電子版の「教育の情報化実践事例集」を作成しました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="4">公開授業の実施回数を４回から２回に変更したものの、小・中学校ともに１回ずつの公開授業を実施するとともに、教育の情報化、ＩＣＴ活用、プログラミング教育等に関する研修の実施により、教員のＩＣＴ機器を活用した指導力の向上が図られ、授業での活用が進んだため。</td></tr>
<tr><td>課題
改善事項</td><td colspan="6">児童・生徒一人１台のタブレット端末の導入から２年が経過し、タブレット端末等のＩＣＴ機器を活用した授業が円滑に実施されるようになってきましたが、より一層の効果的な活用と児童・生徒の情報活用能力の向上を図るため、児童・生徒に身に付けさせたい情報活用能力について、教員が共通理解を持ちながらＩＣＴ機器の活用を進めるとともに、児童・生徒に対しては、様々な場面において容易に多様な情報を得ることが可能となってきていることから、情報モラル指導を一層推進していく必要があります。</td></tr>
</table>

施策の方向１－３　グローバル化・情報化に対応した教育の推進

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">外国語（英語）教育の充実</td><td>区分</td><td>新規</td><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">国際社会に対応できる人材を育成するため、ＡＬＴ（外国人講師）や小学校への専科教員の配置、教員の外国語指導力向上のための研修の実施等により、外国語教育の充実に取り組みます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td>① 外国語教育推進に向けた教材研究のための情報交換等の実施
② ＡＬＴの配置
③ 教員の外国語指導力向上のための研修の実施
④ 小学校への専科教員の配置</td><td colspan="2">① 外国語教育担当者会：年２回
② 小学校全学年５～15h/年
③ 外国語教育研修：小学校年１回
④ 全小学校　２人</td><td colspan="2">① 外国語教育担当者会：年２回
② 小学校全学年５～15h/年
③ 外国語教育研修：小学校年１回
④ ３人</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">外国語教育担当者会を年２回実施し、ＡＬＴの配置や活用の工夫について協議しました。
ＡＬＴについては、小学校１・２年生に５時間、３～６年に15時間配置し、英語発音や国際理解教育の向上を図りました。
各学校の実態に合わせ、研修を実施することで、実情に応じた外国語指導力の向上につながりました。
専科教員を市内７校に配置することで、授業参観や研修を行い、職員間の英語教授法の共有にもつながりました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="4">小学校英語専科教員については、４名（会計年度任用職員１名を含む）が小学校１０校中７校に配置されているが、専科教員の配置されていない学校においても、学校内での専科配置等を行い、全ての学校でＡＬＴの計画配置時間数どおり授業を行うことができたため計画どおり実行としました。</td></tr>
<tr><td>課題改善事項</td><td colspan="6">外国語教育のさらなる充実に向けて、教材研究のための情報交換や指導力向上のための研修等に積極的に専科教員を活用していく必要があります。</td></tr>
</table>

基本方針２　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

施策の方向２－１　豊かな心の育成

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">児童・生徒指導の充実</td><td>区分</td><td>継続</td><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、スクールアンケートの実施や教員の指導力向上のための研修の実施等、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づく取組を実施します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="5">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="3">実績</td></tr>
<tr><td>① 関係機関を交えた児童・生徒指導の情報交換の実施
② 児童・生徒理解、指導力向上のための研修会の実施
③ 問題行動等の早期発見・対応のための調査の実施
④ 児童・生徒指導計画書の作成・報告
⑤ 学校におけるいじめ防止等の対策の検討・協議</td><td colspan="2">① 児童・生徒指導担当者会：年５回
② 児童・生徒指導研修会：年１回
③ 児童・生徒指導状況調査：月１回（対象：全児童・生徒）
④ 計画作成・報告：各年１回
⑤ いじめ防止等対策委員会：年２回</td><td colspan="3">① 児童・生徒指導担当者会：年３回
② 児童・生徒指導研修会：年１回
③ 児童・生徒指導状況調査：月１回（対象：全児童・生徒）
④ 計画作成・報告：各年１回
いじめ防止等対策委員会：
⑤ 年２回</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">児童・生徒指導担当者会では、中学校区に分かれ、テーマについて各校の情報交換や、いじめの未然防止などを協議するとともに、関係機関から、児童相談所から管内の虐待の件数について、大和警察からは管内の未成年者の犯罪について、県央教育事務所からは問題行動・不登校等調査からわかること、こども未来課からは市内の犯罪件数、保護司からは市内の取り組み状況、健康づくり推進課からは市内の虐待の案件など情報提供をいただき、連携を図りました。児童・生徒指導担当者会は情報交換という目的は十分に達成できました。
教員の児童・生徒理解の指導力向上に関する研修会は、感染症対策のため、オンラインと対面での開催となりましたが、研修後のアンケートでは参加者全員から「役に立った」という回答が得られ、指導力向上に資することができました。
いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止のため、スクールアンケートを毎月実施しました。
いじめ防止等対策委員会では、他市の活動など情報共有し、いじめの重大事態が起きたときのマニュアルについて点検・検討を行い、目的が達成できました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="4">児童・生徒指導担当者会については、年５回の目標に対し年３回の実施としましたが、児童・生徒指導の情報交換は随時行われていることから、必要な内容を実施することができたため計画どおり実行としました。</td></tr>
<tr><td>課題改善事項</td><td colspan="6">児童・生徒指導における課題が複雑化・多様化していることから、課題の解決に向け、今後も関係機関と連携を図り、学校では組織的に児童・生徒指導を行う必要があります。また、不登校の児童・生徒が増加しているため、今後は不登校を未然防止する方法や社会的自立を目指す方法について研究を重ねていく必要があります。</td></tr>
</table>

基本方針３　支援教育の充実

施策の方向３－１　多様な教育的ニーズへの支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">外国につながりのある児童・生徒への支援</td><td>区分</td><td>継続</td><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">外国につながりのある子どもたちへの日本語指導や生活指導、学習指導のため、国際教室を設置するとともに、日本語指導協力者の派遣や全小・中学校に導入している音声翻訳システム用タブレットの活用により、学校生活への適応を支援します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 日本語指導や生活指導、学習指導のための国際教室の運営
② 日本語指導・生活適応指導・教科指導等のための日本語指導協力者の派遣
③ 外国につながる子どもたちの理解や日本語の指導技術向上のための教員向け研修会の実施
④ 日本語指導巡回サポーターの派遣</td><td colspan="2">① 小学校５校、中学校１校
② 対応言語：10か国語
③ 年２回
④ 国際非対応の学校：80時間</td><td colspan="2">① 小学校５校、中学校１校
② 対応言語：10か国語
③ 年２回
④ 80時間</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">小学校５校、中学校１校の計14名の担当者により、国際教室が運営され、日本語の習得に困難のある児童・生徒に対する日本語指導や学校生活への適応を図る指導を実施しました。
外国籍児童・生徒への日本語指導、保護者との面談における通訳・お便り等の翻訳など、必要に応じて、日本語指導協力者を合計で1332.5時間派遣しました。
国際教室担当者を対象に、日本語指導研修会及び国際理解教育研修会を各１回実施し、日本語指導や国際理解教育について理解を深めました。
また、初めて日本に来た児童・生徒に対して、日本語指導等を行い、学校生活に適応できるようにするための日本語指導巡回サポーターを80時間派遣しました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td colspan="2">計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>課題
改善事項</td><td colspan="6">外国につながりのある子どもたちが増加傾向にあることから、国際教室の適切な運営や日本語指導協力者の派遣等、子どもたちや保護者のニーズに対応できる体制、支援を維持していく必要があります。また、中学校の国際学級設置は綾北中学校１校のみですが、中学校にも外国につながりのある生徒が増えている中、国際学級だけでなく、外国語（英語）の学習において、ネイティブの指導者を配置するなど、日常的に外国につながりのある生徒の学びを保障する体制づくりも必要であると考えています。</td></tr>
</table>

基本方針４　教職員の資質向上と教育指導環境の充実

施策の方向４－１　教職員の研究・研修の充実

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">綾瀬市教育史（平成史）の編集と刊行</td><td>区分</td><td>新規</td><td>所管課</td><td>教育研究所</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">平成期の教育史に関する資料を収集・編集し、「綾瀬市教育史（平成史）」を刊行します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td colspan="2" rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 教育史（平成史）の編集</td><td colspan="2">① 教育史編集会議：年７回</td><td colspan="2">① 教育史の刊行</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">綾瀬市教育史（平成史）の編集を進め、令和５年３月に「綾瀬市教育史～年表（平成時代）編・資料編２～」を刊行しました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画を上回って実行</td><td>理由</td><td colspan="4">資料の収集や編集作業が円滑に進み、令和５年度に予定していた刊行を令和４年度中に行うことができたため。</td></tr>
<tr><td>課題改善事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

基本方針５　子どもたちの学びを支える教育環境の充実

施策の方向５－２　学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進</td><td>区分</td><td>新規</td><td>所管課</td><td>教育総務課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">子どもたちにとってより良い学習・生活環境を確保するため、「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」に基づき、学校施設の適切な維持管理及び改修等を進めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="5">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="3">実績</td></tr>
<tr><td></td><td>① 第２期短期計画策定に係る委員会等の開催
② 同上</td><td colspan="2">① 年１回以上
② 綾瀬小体育館外壁等</td><td colspan="3">① 策定見送り
② 綾南小校舎外壁等の改修工事　９件</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">令和２年度に策定した綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画の第１期短期計画に基づく部分改修を計画どおり実施し、より良い学習・生活環境の確保に努めました。
第２期短期計画策定体制については、令和４年度から通学区域等の見直しの検討が始められており、その見直し状況を踏まえながら策定体制を考える必要があることから、要領等の策定を見送りました。
＜第１期短期計画に基づいて実施した改修工事＞
・綾北小学校受変電設備改修工事
・綾西小学校非常放送設備改修工事
・早園小学校校舎外壁改修工事
・早園小学校自動火災報知設備等改修工事
・綾南小学校校舎外壁等改修工事
・天台小学校体育館屋根防水等改修工事
・天台小学校高圧引込ケーブル改修工事
・北の台小学校体育館飛散防止フィルム改修工事
・落合小学校給水管改修工事</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>課題改善事項</td><td colspan="6">施設の老朽化が進む中、子どもたちにとって安心・安全な学習・生活環境の確保していくことが課題です。また、通学区域等の見直し状況を踏まえつつ、効果的・効率的な建替えや改修に計画的に取り組む必要があります。</td></tr>
</table>

施策の方向５－３　学習環境の充実

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">学校ＩＣＴ環境の充実</td><td>区分</td><td>拡充</td><td>所管課</td><td>教育研究所</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">学校におけるＩＣＴ機器を活用した教育活動に資するため、サポート体制を充実するとともに、更新年度を迎え劣化が進む校務用機器、各教室のプロジェクター等の整備により、学校全体のＩＣＴ環境の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td>① ヘルプデスクの運用
② 授業サポートや学校ＩＣＴ機器運用支援のためのＩＣＴ支援員等の配置
③ モバイルＷｉ－Ｆｉルーターの貸与
④ パソコン教室機器更新の検討</td><td colspan="2">① 平日９時～17時
（繁忙期は18時）
② ＩＣＴ支援員：１名
ＩＣＴ学習支援員：３名
③ 家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒
④ ＰＣ委員会：６回</td><td colspan="2">① 平日９時～17時
（繁忙期は18時）
② ＩＣＴ支援員：１名
ＩＣＴ学習支援員：４名
（各校週１日）
ＩＣＴ補助員：２名
③ 家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒
④ ＰＣ委員会：３回</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">ＩＣＴ支援員、ＩＣＴ学習支援員及びＩＣＴ補助員を配置し、授業におけるＩＣＴ機器の活用の支援を行ったほか、家庭におけるタブレット端末を活用したオンライン学習が可能となるよう、インターネット環境未整備の児童・生徒に対し、モバイルＷｉ－Ｆｉルーターの貸与を行いました。
また、教材研究、授業準備の円滑化や、タブレット端末の利用場所の拡大を図り、ＩＣＴ機器の多様な活用を可能にするため、教員用タブレット端末の追加配備及び無線アクセスポイントの増設のほか、ネットワークの安定化を図るため、老朽化しているハブ等のネットワーク機器の更新を行いました。
次年度以降に向けては、タブレット端末など、整備が進んだ学校ＩＣＴ機器の効果的な活用を図るため、無線接続が可能で電子黒板機能を搭載したプロジェクターへの更新に向け、「綾瀬市立小・中学校プロジェクター更新年次計画」を策定し、プロジェクターの更新に向け準備を進めました。
また、パソコン教室の更新については、令和５年１月に国の「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画（2018～2022年度）」が２年間延長され、今後のＩＣＴ環境整備の在り方について様々な論点を整理し、新たな整備方針の策定を行うことが示されたことから、当面の間、現在のパソコン教室を引き続き活用し、国での議論を踏まえ、パソコン教室の在り方やＧＩＧＡスクール構想で整備した学習用タブレットの活用等について一体的に議論をしながら、今後の方針を検討していくことを、パソコン活用推進委員会において決定しました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td>計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="4">ＰＣ委員会については令和４年度の協議事項の検討が円滑に進み、予定していた開催回数を下回ったものの、計画どおりパソコン教室の更新に向けた方向性を決定することができたほか、教員用タブレット端末の追加整備や無線アクセスポイントの増設等についても、予定どおり実施することができたため計画どおり実行としました。</td></tr>
<tr><td>課題
改善事項</td><td colspan="6">パソコン教室の更新について、当面の間、現在のパソコン教室を引き続き活用していくこととなったことから、日々のメンテナンスや必要な修繕を適宜実施していくとともに、国の動向を注視し、パソコン教室の在り方や学習用タブレットの活用等について一体的に検討を進めていく必要があります。</td></tr>
</table>

生涯学習推進プラン

基本方針５　家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実

施策の方向５－１　家庭教育支援の充実

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">家庭教育支援の充実</td><td>区分</td><td>継続</td><td>所管課</td><td>生涯学習課
教育指導課</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">保育所、幼稚園、小・中学校、ＰＴＡ連絡協議会等と連携し、家庭教育アドバイザーによる講座や講演の開催、あやせゼロの日運動・あやせ夜間ゼロ運動の普及・啓発等を実施することにより、家庭の教育力の向上と充実を目指します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実行計画の目標と実績（４年度）</td><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 地域家庭教育講座の開催
② 家庭教育アドバイザー等による講演会の開催
③ あやせゼロの日運動の普及と啓発
④ あやせ夜間ゼロ運動の普及と啓発
⑤ 団体等と連携した家庭教育に関する講座の開催</td><td colspan="2">① 随時（幼稚園保護者の会、小・中学校ＰＴＡ）
② 年11回
③ 随時、広報掲載：年６回、防災無線：年35回
④ 随時
⑤ 随時</td><td colspan="2">① 幼稚園保護者の会６園・小・中学校ＰＴＡ11校、計17カ所で実施
② 年11回
③ セカンドブック配付：724冊配付、広報掲載：年６回、防災無線：年35回
④ チラシ配布等
⑤ 家庭教育講座を開催</td></tr>
<tr><td>実績・成果</td><td colspan="6">セカンドブック事業として新小学校１年生へ絵本を配付するなど、幼少期から本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣の定着を図り、さらに、子どもとのコミュニケーションを学ぶことをテーマとした、地域家庭教育講座を開催するなど、家庭教育の充実を推進することができました。
また、あやせゼロの日運動の普及・啓発として、家庭教育講座の実施や、ＰＴＡの方が参加する講演会等において同運動の説明やチラシの配布することで、あやせゼロの日運動を啓発することができました。</td></tr>
<tr><td>教育委員会の評価</td><td colspan="2">計画どおり実行</td><td>理由</td><td colspan="3">あやせゼロの日運動の啓発や、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの各講座等の実施により、家庭教育の充実を推進することができたことから、計画どおり実行としました。</td></tr>
<tr><td>課題改善事項</td><td colspan="6">多くの方にあやせゼロの日運動の趣旨を理解し、実践してもらえるよう、今後も周知・啓発を根気強く継続していく必要があります。また、共働き世帯やひとり親世帯の増加など、家庭をめぐる問題が複雑化し、家庭教育の支援も多様化が求められているため、社会全体で家庭教育を支援するための取組などについても、引き続き研究をしていく必要があります。</td></tr>
</table>

５　前期実行計画その他取組の取組状況確認票

（重点取組等を除く３７事業）

対象事業一覧（その他取組）

計画	基本方針	施策の方向	取　組　名	所管課	区分	頁
学校教育推進プラン						
	基本方針１　確かな学力を育む教育の推進					
		１－１　一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実				
			きめ細かな指導の推進	学校教育課	継続	48
			教員用教科書・指導書の整備	教育指導課	継続	48
		１－２　学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進				
			幼・保・小連携の推進	教育指導課	継続	49
			魅力ある学校づくりの推進	教育指導課	継続	49
	基本方針２　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進					
		２－１　豊かな心の育成				
			心の教育の推進	教育指導課	継続	50
			人権教育の推進	教育指導課	継続	50
			学級集団アセスメントの実施	教育研究所	継続	50
		２－２　健やかな体の育成				
			健康教育の充実	教育指導課	継続	51
			食育指導の推進	教育指導課/学校教育課	継続	51
			児童・生徒の健康管理	教育指導課/学校教育課	継続	52
			部活動の振興	教育指導課	継続	52
		２－３　持続可能な世界を実現するための教育の推進				
			環境問題への取組	教育指導課/教育研究所	継続	53
		２－４　安全・安心な学校給食の提供				
			安全・安心な学校給食の実施	学校教育課	継続	53
	基本方針３　支援教育の充実					
		３－１　多様な教育的ニーズへの支援				
			児童・生徒の就学支援の充実	教育指導課	継続	54
			介助員・看護介助員の配置	教育指導課	継続	54
			ことばの教室（言語通級指導教室）の運営	教育指導課	継続	55
			学習支援者の派遣	教育指導課	継続	55
		３－２　教育相談体制の充実				
			スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	教育研究所	継続	56
			教育支援教室の訪問相談の実施	教育研究所	継続	56

計画	基本方針	施策の方向	取　組　名	所管課	区分	頁
	基本方針４　教職員の資質向上と教育指導環境の充実					
		４－１　教職員の研究・研修の充実				
			教職員の研修の充実	学校教育課/教育指導課/教育研究所	継続	57
			教職員の教育研究の推進	教育指導課/教育研究所	継続	58
			授業改善の推進	教育指導課	継続	58
	基本方針５　子どもたちの学びを支える教育環境の充実					
		５－１　児童・生徒の安全対策の推進				
			児童・生徒の安全対策の充実	教育総務課/学校教育課/教育指導課	継続	59
			宿泊行事への看護師等の配置	教育指導課	継続	59
		５－３　学習環境の充実				
			教材等消耗品・備品の購入	教育総務課	継続	60
			校務作業員の配置	教育総務課	継続	60
			学校環境衛生管理の徹底	教育総務課/教育指導課	継続	60
			就学等のための経済的支援	学校教育課	継続	61
	基本方針６　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実					
		６－１　開かれた学校づくりの推進				
			学校評価の実施	教育指導課	継続	62
			学校開放の実施	教育総務課	継続	62
生涯学習推進プラン						
	基本方針１　生涯学習活動の推進					
		１－１　ライフステージに応じた学習活動の支援				
			生涯学習お届けバラ講座の実施	生涯学習課	継続	63
			成人への人権教育の推進	生涯学習課	継続	63
		１－２　生涯学習活動を支える地域人材の育成				
			生涯学習人材バンク制度の実施	生涯学習課	拡充	64
			地域婦人団体連絡協議会活動の支援	生涯学習課	継続	64
	基本方針５　家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実					
		５－１　家庭教育支援の充実				
			ＰＴＡ連絡協議会活動の支援	生涯学習課	継続	65
		５－２　開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進				
			地域学校協働活動の推進	生涯学習課/教育指導課	拡充	65
			学校開放の実施	生涯学習課/教育総務課	継続	65

学校教育推進プラン

基本方針１　確かな学力を育む教育の推進

施策の方向１－１　一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

事業名	きめ細かな指導の推進	区分	継続	所管課	学校教育課
事業概要	きめ細かな指導ができるよう、非常勤講師を配置し、小学校４年生までの少人数学級（35人以下学級）や小・中学校における少人数指導を実施します。				
実績・成果	非常勤講師を配置し、小学校４年生の少人数学級を実施するとともに、小・中学校において少人数指導を実施しました。 ①小学校における少人数学級や少人数指導の実施 全小学校で４年生の少人数学級を実施するため、４年生で学級の児童数が35人を超える学校に担任教員の代替として非常勤講師を３名配置しました。 【内訳】　４年生　綾北小・綾西小・土棚小　各１名 また、少人数指導を実施するにあたって、県費少人数指導教員の減員分を補充するための非常勤講師を３名配置しました。 【内訳】　綾瀬小・早園小・天台小　各１名 ②中学校における少人数指導（英語・数学）の実施 全学年を通して、英語と数学において少人数学級を実施するため非常勤講師を17名配置しました。 【内訳】　綾瀬中・綾北中　各４名　　城山中・北の台中・春日台中　各３名				
課題 改善事項	非常勤講師は、１日5.5時間の勤務時間内に少人数指導に向け、教具や教材の準備まで行う必要があることから、担任と指導内容の綿密な打合せの時間を十分に確保できないことがあるため、どのように打合せの時間を確保するか検討する必要があります。 また、非常勤講師の指導力について、継続配置の者は問題ないと考えられますが、新規採用者に関しては、指導力が伴わない場合があるため、適切な人材確保をする必要があります。				

事業名	教員用教科書・指導書の整備	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	教員の指導力の向上を図り、より良い授業を行うことができるよう、教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書を整備します。				
実績・成果	クラス数の増等による不足分の小・中学校教員用教科書・指導書等の必要数を調査し、再配置又は購入をしました。 ①学級・教員の増、特別支援学級・少人数学級等の変更に伴う教員用教科書・指導書の購入 小学校：教科用図書（☆本・一般図書含む）230冊、指導書11冊 中学校：教科用図書（☆本・一般図書含む）　22冊、指導書７冊 ②教科書の改訂に伴う教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書の購入 なし（教科書の改訂がなかったため）				
課題 改善事項	教育委員会で定めた購入基準だけではなく、学校における教科用図書・指導書の実態を聞き取り、実態を考慮しながら購入を進めていく必要があります。				

施策の方向１－２　学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

事業名	幼・保・小連携の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携を進めるとともに、小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施等により、子どもたちの円滑な学校生活に向けた就学前からの継続的な支援を行います。				
実績・成果	就学相談員が園を訪問し、就学児童についての情報共有を行いました。小学校新入学児童へのスタートカリキュラムを実施し、幼児教育と小学校教育をつなぐ取組を行いました。 ①就学相談員訪問 就学相談をした家庭に新１年生連携シートを配付し、必要に応じて学校へ情報提供しました。 ②小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施 学校生活への適応が図られるよう、入学直後の子どもの生活リズムに合わせた学習活動の配列や生活科を中心とした教科横断的な指導等の工夫を行いました。				
課題 改善事項	様々な課題や不安を抱えている幼児や保護者が増加傾向にあります。充実した学校生活が送れるよう、きめ細かな相談体制を継続していくため、相談支援チーム会議・就学指導委員会等を通じて、幼稚園、保育園、健康づくり推進課等、関連機関との連携を強化し、学校へつなげていきます。				

事業名	魅力ある学校づくりの推進	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	子どもたちが意欲を持って学校生活や学習に取り組めるように、総合的な学習の時間、児童・生徒指導、人権教育、キャリア教育、進路指導など、各校の実態を踏まえた魅力ある学校づくりを推進します。				
実績・成果	魅力ある学校づくり事業を実施した学校に対して補助金を交付しました。 また、子どもたちが意欲を持って学校生活や学習に取り組める魅力ある学校づくりのため、学校への指導訪問や研修を行いました。 ①魅力ある学校づくりの推進のための補助金の交付 100,000円を基本額として補助金交付 対象：全小・中学校、補助金交付額：1,970,000円 ②指導訪問や管理職研修等を通した学校への指導助言や啓発活動 指導訪問時に国、県からの最新情報の提供や教職員研修での講師による講義・演習を実施				
課題 改善事項	魅力ある学校づくりには、指導訪問や研修による指導助言や啓発が重要であるため、新型コロナウイルス感染症時の経験を生かし、指導訪問や校内研究での指導・助言等の学校現場を訪問する機会と、研修内容によってはオンライン開催にするなど、両面のよさを取り入れながら工夫していく必要があります。 また、各学校の強みを生かした学校づくりについて、継続的に適切な支援をしていく必要があります。				

基本方針２　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

施策の方向２－１　豊かな心の育成

事業名	心の教育の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳の教科化を踏まえながら、地域に根ざした道徳自作資料集を活用した道徳の授業を充実するとともに、教員や保護者・地域を対象に道徳の授業を公開するなど、家庭・地域との連携を図ります。				
実績・成果	道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するとともに、より充実を目指し別葉を作成しました。 また、「特別の教科　道徳」の授業を広く公開するとともに、学校・家庭・地域の関係者から構成されている心の教育推進協議会を開催し、関係機関との連携を図りました。 ①各学校の道徳教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援 道徳教育に係る全体計画及び年間計画の改善への助言・支援：各小・中学校 ②心の教育推進協議会の開催 年２回（１回目：集合開催、２回目：書面開催） ③道徳授業公開の企画・運営 「特別の教科　道徳」の公開：落合小学校、土棚小学校、春日台中学校の全クラス ④道徳教育担当者会等を通した教員の道徳教育における資質向上 年１回				
課題 改善事項	教科書を主たる教材としながら、人間としての在り方や生き方の礎となるよう、自己の生き方を考え議論する授業を継続して研究していく必要があります。 心の教育推進協議会については、家庭・地域・学校並びに行政の密接な連携が必要であり、児童・生徒の健全育成に関する教育課題について、今後も市全体で心の教育を推進する必要があります。				

事業名	人権教育の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	人権教育を推進するため、学校が人権教育全体計画や年間指導計画を改善する際の支援を行うとともに、人権に関する研修会を通して、教職員の人権に関する知識・感覚の向上を図ります。				
実績・成果	人権教育担当者会を開催し、人権教育を充実・推進させるための校内体制づくりに資するため、各校の取組について情報交換を行うとともに、人権教育の全体計画や年間指導計画の改善のための指導・助言を行いました。 人権教育研修会では、外部講師として外国につながりのある方を招き、体験から語られる言葉の重さを感じながら、人権教育の現状と課題について理解を深め、校内における人権教育の推進に役立て、教職員の人権感覚を磨くことにつなげることができました。 ①各学校の人権教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援 人権教育に係る全体計画及び年間計画の改善への助言・支援：各小・中学校 ②人権教育担当者会や人権教育研修会の実施 年２回				
課題 改善事項	人権教育の推進については、学校の人権教育の基本方針や年間計画の構築を継続的に図っていく必要があります。各校の人権教育担当者による会議を開催し、取組の実情を把握するとともに、全体計画の策定等、人権教育の一層の充実を図っていくため引き続き支援していく必要があります。				

事業名	学級集団アセスメントの実施	区分	継続	所管課	教育研究所
事業概要	学級集団の改善と個の支援のために、小学校６年生と中学校１年生の全学級で学級集団アセスメントを実施します。				
実績・成果	市内全小・中学校の小学校６年生と中学校１年生の全学級を対象に学級集団アセスメントを実施しました。 実施前に実施学年の教員を対象とした説明会を開催したことで、実施概要の理解を深めた上で実施することができ、分析結果を踏まえた改善策の検討や個人の変容の確認につながり、学級指導に生かすことができました。 また、開催に当たっては、年度当初の学校行事等が多い時期であること等を踏まえ、オンラインによる開催とし、教員の負担軽減を図りました。 ①学級集団アセスメントの実施 全小・中学校：年２回（小学校６年生・中学校１年生全学級） ②分析結果を踏まえた各校の改善策・実施結果の取りまとめと学級・個人の変容の確認 各クラス担任による活用シートと実施報告書の作成：年２回 ③実施学年の教員を対象とした結果の見取り・分析等のための説明会の開催 年１回（オンライン）				
課題 改善事項	学級集団及び個人の内面的な状況の把握や学級指導の改善に資するため、学級集団アセスメントを継続して実施するとともに、子どもたちの学級力を高め、よりよい学級を創り出すため、新たなツールの研究も含めた実践研究も進める必要があります。				

施策の方向２－２　健やかな体の育成

事業名	健康教育の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	子どもたちの健康な生活や体力向上の推進を図るため、「体力向上」「新体力テストの実施と結果の活用」「健康な生活」の三つの視点で、運動や食育等の指導を進めます。				
実績・成果	学校における健康・体力つくりに係る課題について、児童・生徒の健康な生活や体力向上の推進につながるよう指導・助言等を行いました。 ①健康教育研修会の実施 年１回 ②学校における健康教育実践計画の作成と具体的な取組への支援 健康教育実践計画の実践に係る支援：全小・中学校 ③新体力テストの結果を活用した体育科・保健体育科の授業改善への支援 体力の維持向上のための授業改善、感染症対策を講じながらできる活動の情報提供 ④保健の学習に関する授業改善への支援 コロナ禍における心身への影響なども考慮した取組に関する指導・助言等				
課題 改善事項	新型コロナウイルスの影響により、活動の制約がいつまで続くか分からない中、心身への影響も考えながら、教育活動に取り組まなければならないことから、引き続き教育活動の方法等について指導・助言していく必要があります。健康という観点においては、引き続き体育・食育・保健の分野で連携しながら指導に努めるよう支援していく必要があります。				

事業名	食育指導の推進	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
事業概要	子どもたちの健康的な食生活習慣を形成するため、学校における「食に関する指導に係る全体計画」作成の支援のほか、栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施します。				
実績・成果	学校における食に関する指導に係る全体計画の作成に係る指導・助言を行ったほか、食育推進者連絡会を実施し、各校の取組報告を行いました。 また、給食時間や朝の活動、学級活動の時間を利用して、食に関する指導を実施しました。 ①学校における食に関する指導に係る全体計画の作成への支援 食に関する指導の推進と全体計画の作成に関する指導・助言：各小・中学校 ②食育推進者連絡会の実施 年２回 ③栄養教諭や栄養職員の学校への訪問による食育指導の実施 小学校１年生の各クラス：小学校９校 小学校２・５年生の各クラス：全小学校 中学校１～３年生の各校２クラス：全中学校				
課題 改善事項	栄養教諭と学校によるネットワークの構築を図るとともに、食育についての推進を担当者を中心にさらに進めていく必要があります。食に関する資質・能力の育成を図るためにも、継続した指導・助言をする必要があります。				

事業名	児童・生徒の健康管理	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
事業概要	子どもたちの健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施します。また、翌年度に小学校へ就学予定の子どもが円滑な小学校生活を送ることができるよう、就学時健康診断と教育相談を実施します。				
実績・成果	学校保健安全法に基づき、児童・生徒の健康診断を実施しました。 また、10月から12月にかけて、翌年度就学予定の子どもへの就学時健康診断及び教育相談を実施しました。 ①児童・生徒への定期健康診断の実施 対象：内科・歯科（全学年）、耳鼻科・眼科（１年生） ②翌年度就学予定の子どもへの就学時健康診断、教育相談の実施 対象：内科・歯科（各学校で実施）、視力・聴力（各家庭で実施）				
課題 改善事項	児童・生徒の定期健康診断実施においては、学校保健安全法に基づき６月末までに定期健康診断を実施する必要があり、限られた時間の中で、各学校及び学校医の日程を調整する必要があります。 また、就学時健康診断においては、円滑な事業実施のため各学校との情報共有や打合せを綿密に行う必要があります。				

事業名	部活動の振興	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	各中学校において、「綾瀬市中学校部活動方針」を踏まえた部活動の基本方針を作成するとともに、専門的な指導ができる部活動指導顧問・部活動指導協力者の派遣や関東・全国大会出場時の費用の補助等により、学校教育の一環である部活動の適切な実施を支援します。				
実績・成果	各中学校において、「綾瀬市中学校部活動方針」をもとに部活動の方針を作成しました。また、地域移行を見据え、「綾瀬市中学校部活動方針」の改訂を行いました。また、部活動のこれからのあり方を研究する部活動推進協議会を立ち上げ、研究を進めることができました。 ①各中学校における部活動の基本方針の作成 年１回 ②部活動指導顧問や部活動指導協力者の派遣 部活動指導顧問６名、部活動指導協力者57名 ③関東・全国大会出場時の交通費・宿泊費の補助 ６団体、個人９人 ④綾瀬市中学校部活動振興会との協働による中学校部活動だよりの発行 年３部発行 ⑤部活動推進協議会の実施 年４回				
課題 改善事項	文部科学省の動向を踏まえて、本市の持続可能な部活動のあり方と部活動指導にかかわる教員の働き方改革について研究していく必要があります。				

施策の方向２－３　持続可能な世界を実現するための教育の推進

事業名	環境問題への取組	区分	継続	所管課	教育指導課 教育研究所
事業概要	特別活動、総合的な学習の時間など教育活動の様々な場面において、環境問題に対する啓発と実践力の向上を図ります。				
実績・成果	ＳＤＧｓは広範囲にわたるため、様々な教育活動と一体的に推進していく必要があることから、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動の様々な場面において、環境問題等に対する啓発を行いました。 また、総合的な学習の時間などでの環境学習において活用されている「綾瀬市環境学習ハンドブック　かわせみ」の次期改訂に向け、教育研究所研究員による研究会において、環境教育・ＥＳＤ実践に向けた研究を進めました。 ①学校への環境問題に関する情報提供 緑化運動や環境教育の支援事業や全国大会の情報提供 ②「綾瀬市環境学習ハンドブック　かわせみ」次期改訂に向けた研究会の開催　11回				
課題 改善事項	ＳＤＧｓの達成に向けた取組は、食育教育や健康教育を始め、教育活動のあらゆる場面で既に実践されているものが多くありますが、個々の教育活動とＳＤＧｓの関連について、教員の理解が十分とは言えないことから、教員の理解促進に取り組む必要があります。 また、「綾瀬市環境学習ハンドブック　かわせみ」については、令和４年３月に発行した第７版の授業での活用を進めるとともに、学校や地域における環境教育プログラムにおいて活用されるものとなるよう、環境教育やＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の実践に向けた研究を行い、第８版の発行に向けた改訂作業を着実に進めていく必要があります。				

施策の方向２－４　安全・安心な学校給食の提供

事業名	安全・安心な学校給食の実施	区分	継続	所管課	学校教育課
事業概要	子どもたちの心身の健全な発達に資するため、給食施設の適正な維持管理や調理場・調理従事者の衛生管理の徹底のほか、給食食材への地場産物の使用等により、安全・安心な給食を提供します。				
実績・成果	安全・安心な学校給食を提供しました。また、給食施設の適正な維持管理に努めたほか、衛生管理を徹底しました。 ①学校給食の提供（全小・中学校） 給食提供状況　小学校　190回/年、中学校　190回/年 調理数　　小学校　平均5,000食/日、中学校　平均2,500食/日　延べ約1,400,000食 ②学校給食用各種物品・備品の計画的な更新 コンテナ：２台、配膳台：４台 ③学校給食衛生管理基準による衛生管理の実施 腸内細菌検査　22回/年（職員、配膳員、校務作業員） 学校給食用食品検査：年２回（６月・12月） ④衛生管理講習会の実施 開催（配膳員、調理委託業者、配送委託業者）				
課題 改善事項	設備更新、施設改修については、公共施設マネジメント基本方針等により検討していく必要があります。				

基本方針３　支援教育の充実

施策の方向３－１　多様な教育的ニーズへの支援

事業名	児童・生徒の就学支援の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	就学指導相談員による就学相談や関係機関との連携、就学指導委員会の開催等、就学前からの包括的な支援により、多様化する教育上配慮を必要する子どもたちの適切な就学を支援します。				
実績・成果	就学支援相談員による就学相談や関係機関との連絡会議等を実施しました。また、児童・生徒と保護者と連携を密にすることで、不安を解消し、就学指導委員会を通して、専門的な意見を鑑み、児童・生徒にとって適切な就学先を措置しました。 ①就学指導相談員による就学相談 電話相談・面談及び学校や幼稚園、保育園への巡回相談：1,419回（R5.3.31現在） ②関係機関との連携会議等の開催 綾瀬市相談支援チーム会議全体会２回 支援連携部会２回 巡回相談部会２回 ③就学指導委員会の開催 就学指導委員会の開催：年５回 措置者数：82名（委員長決裁及び書類審議を含む）				
課題 改善事項	特別支援学級を希望する児童・生徒が年々増加しており、障がいの状態も多様化、複雑化していることから、就学や転籍・転学については、本人、保護者、学校及び教育委員会の合意形成に向けてより丁寧に対応していく必要があります。また、慎重な決定をする必要があるため、保護者や教員に対しての周知を図り、適切な助言のもと、理解を促す必要があります。				

事業名	介助員・看護介助員の配置	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	子どもたちが状況に応じた合理的配慮を受けられるよう、特別支援学級に介助員・看護介助員を配置します。				
実績・成果	児童・生徒一人一人のニーズに寄り添い、小・中学校へ介助員及び看護介助員の配置を行いました。 ①特別支援学級への介助員・看護介助員の配置 介助員の配置：47人（小学校10校、中学校３校）（R5.3.1現在） 看護介助員の配置：7人（小学校５校）（R5.3.1現在）				
課題 改善事項	障がいの有無に関わらず、共に学び共に育つインクルーシブ教育の充実が求められていることから、全ての教職員に研修を行っていく必要があります。 また、障がいの状況に応じて適切な支援ができるように、研修等を通じて介助員のスキルや資質の更なる向上を図る必要があります。加えて、医療的ケアが必要な児童・生徒の状況を的確に把握し、緊急的な措置に対応できるように看護介助員を継続して配置していく必要があります。				

事業名	ことばの教室（言語通級指導教室）の運営	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	言語に困り感のある児童が、通常の学級に在籍しながら聞き取りや発声・発音・話し方の練習ができるよう、ことばの教室を設置し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。				
実績・成果	綾瀬小・綾北小・天台小・落合小にことばの教室を設置し、言語障害（構音障害、吃音、緘黙等）やコミュニケーションに課題がある児童に対し、適切な指導を行い、児童の抱える課題や困り感を改善し、自己肯定感の向上等が見られました。また、次年度の入級に向けて見学会や相談会を開催しました。 ①ことばの教室の設置（綾瀬小・綾北小・天台小・落合小） 入室児童数：129人 ②入級前の見学会や相談会の開催 就学指導相談員による直接相談・電話相談、言語通級指導に関する説明や見学会への同行等				
課題 改善事項	対象児童の教育的ニーズに対応するには、特別な知識とスキルが求められることから、担当者のスキルアップを図るための研修を継続していく必要があります。				

事業名	学習支援者の派遣	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	教育上配慮を必要とする子どもたちの学習や学校生活への適応を支援するため、児童・生徒数や学校の状況に応じて学習支援者を派遣します。				
実績・成果	増加傾向にある発達障害等を含む支援が必要な児童・生徒に対応するため、学習支援者の派遣を行いました。配置にあたっては、「学級の荒れに対する支援」や「個別に対応が必要な児童・生徒への支援」といった課題に対応するため、学習支援者を追加するなど、学校の状況に応じて学習支援者の配置を行いました。 ①児童・生徒数や学校の状況に応じた学習支援者の派遣 原則各小学校２名・各中学校１名を配置 大規模校（綾瀬小学校、綾西小学校、綾北中学校）に対しては１名を追加配置				
課題 改善事項	各学校では、発達障害等を含む支援が必要な児童・生徒が増加傾向であるため、今後も支援が必要な児童・生徒に対してきめ細かな指導をするために、継続して配置するとともに、様々な児童・生徒への対応を行うため、支援教育やインクルーシブ教育等の知識を得られるような学習支援者への研修を充実させる必要があります。				

施策の方向３－２　教育相談体制の充実

事業名	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	区分	継続	所管課	教育研究所
事業概要	臨床心理士等の資格を持つ相談員をスクールカウンセラーとして全小学校に派遣します。また、子どもたちが抱える生活環境の課題解決に向けて、関係機関との連携を強化するため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを全小・中学校へ派遣します。				
実績・成果	全小学校にスクールカウンセラー（ＳＣ）を派遣し、教育研究所配置のＳＣと連携を図りながら相談に対応しました。 また、県派遣と併せて市のスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を全中学校及び教育研究所に配置し、関係機関と連携しながら相談に対応しました。 ①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣 Ｓ　Ｃ　小　学　校：週１回 大規模校２校：週２回　相談件数：7,623件（R3　5,559件） 【参考】県派遣ＳＣ　中学校：週１回（大規模校１校：週２回） ＳＳＷ　中 学 校３校：週１回 大規模校１校：週２回 教育研究所：週１回（全校への派遣型）　相談件数：1,377件（R3　3,189件） 【参考】県派遣ＳＳＷ　中学校１校：週２回 教育研究所：週１回（全校への派遣型） ②スクールカウンセラーの相談実績の評価 ＳＣとの個別面談　年１回 ③スクールソーシャルワーカーと学校間の連絡調整 各中学校区の小学校への派遣：学校からの要望を受け、随時派遣				
課題 改善事項	令和４年度に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに配置日を１日増やすなど、支援体制の整備に努めていますが、子どもたちが抱える課題も複雑化・多様化しており、学校外の関係機関やスクールカウンセラー等の専門職等による支援や連携・協働がより一層必要となっていることから、支援の場や人的配置等の拡充など、必要な支援体制が維持できるよう努めていく必要があります。				

事業名	教育支援教室の訪問相談の実施	区分	継続	所管課	教育研究所
事業概要	登校困難な子どもたちの集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援するため、訪問相談を実施します。				
実績・成果	教育支援教室に教育相談員を配置し、通室できない児童・生徒と保護者に対する家庭訪問や学校訪問等を行い、相談やカウンセリングを実施しました。 また、通室児童・生徒の在籍する学校へ訪問し、不登校児童・生徒に対する情報や指導方針を共有し、支援策に関する協議等を行いました。 ①教育支援教室への教育相談員（一般相談員・心理相談員）の配置 一般相談員：３名（R4.9から配置日数を２日増）、心理相談員：２名（R4.11から１名増） ②子どもたちの実態に応じた教育相談員による訪問相談の実施 家庭訪問：326回（R3：178回）、学校訪問：241回（R3：96回） ③前年度相談実績の評価 教育相談員との個別面談　年１回				
課題 改善事項	不登校児童・生徒数の増加傾向が続いていることから、各学校との連携を密にし、不登校傾向のある児童・生徒に対する支援策を協議するなど、早期の対応により不登校の未然防止に努めるとともに、教育支援教室に通室している不登校児童・生徒数の割合は、１割程度にとどまっており、学校に登校できず、どこの相談機関にもつながっていない子どもたちへの支援についても課題となっていることから、訪問相談を充実していく必要があります。				

基本方針４　教職員の資質向上と教育指導環境の充実

施策の方向４－１　教職員の研究・研修の充実

事業名	教職員の研修の充実	区分	継続	所管課	学校教育課 教育指導課 教育研究所
事業概要	教育における様々な課題を適切に解決する力を持つ教職員を育成するため、教職員の資質・能力を高める研修や学校現場のニーズに合った希望研修等を実施します。				
実績・成果	教職員の資質や能力の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、教職員のキャリアステージに応じた研修を実施しました。また、県費負担事務職員に対し事務の専門知識の向上を図るため、研修会を実施しました。 ①教育課題研修講座の実施 授業力向上（２回）、児童・生徒理解（２回）、人材育成（１回）、教育の情報化（３回） ②校外体験研修講座の実施　１回（３日間） ③支援研修講座（授業力向上・教育の情報化・教育相談）の実施 授業力向上　　９回（受講者：９人） 教育の情報化　６回（受講者：12人） 教育相談　　１回（受講者：２人） ④経営研修の実施　６回（県外研修は１回とする） 校長、新任校長、教頭、新任教頭、総括教諭等、県外学校運営 ⑤指導研修の実施　20回 初任者教員研修会（５回、机上研修有）、１年経験者研修会（１回）、学校運営研修会（１回）、 教科指導力向上研修会（全体を通して１回）、英語指導力向上研修会（各校１回以上）、 日本語指導研修会（１回）、支援教育研修会（１回）、児童・生徒指導研修会（１回）、 人権教育研修会（１回）、心肺蘇生法研修会（各校１回）、道徳教育研修会（３回）、 健康教育研修会（１回）、救急対応研修会（１回）、国際理解教育研修会（１回） ⑥専門研修の実施 事務職員研修会（１回）				
課題 改善事項	様々な教育上の諸課題を解決する能力や、専門性を高めるための効果的な研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、新任の管理職に対する研修や、急増する経験の浅い教職員への研修の充実を図る必要があります。 また、教育課題研修講座等の希望研修については、研修の内容によりオンラインやハイブリット式（会場とオンラインでの実施）により開催するなど、教員が受講しやすく積極的に参加ができるような方法での実施を進めており、引き続き、オンラインを活用しながら、各研修に適した方法による開催を進めていきます。				

事業名	教職員の教育研究の推進	区分	継続	所管課	教育指導課 教育研究所
事業概要	今日的な教育課題を踏まえた教職員の自主的な研究や、専門的な知識を有する大学教授等からの指導による研究を推進し、本市の教育を担う教職員の資質の向上を図ります。				
実績・成果	今日的な教育課題を解決するために、教育課題研究校として指定した小学校２校、中学校１校が、設定したテーマに向けた研究を推進するための支援を行いました。 また、研究員研究発表大会については、新型コロナウイルス感染症対策のため実施方法を変更し、会場とオンラインによるハイブリット形式により開催しました。 ①研究会の実施 ・５分野６研究会（学級経営、児童・生徒理解、社会科資料、自然環境調査、教育調査、教育の情報化究）において、時代の動向や本市の実情を踏まえた教育調査・研究を進めました。 ・社会科資料研究（資料集の効果的な活用）１回、教育課題研究　学級経営（児童の実態に応じた効果的なＳＳＴＰ）２回、教育の情報化研究（ＩＣＴの日常的な活用）２回の計５回の公開授業を実施しました。 ②教育課題研究の実施 ・教育課題研究推進校として、北の台小学校、土棚小学校、北の台中学校をモデル校として指定し、１年間の取組に関する実践報告書を作成しました。 ③研究発表大会の実施 【発表】自然環境調査研究／教育課題研究　児童・生徒理解／教育の情報化研究 【講演】演題　「大人も子どもも知っておきたい！ネット社会の上手な歩き方」 講師　中央大学非常勤講師　榎本　竜二 氏				
課題 改善事項	研究の成果が現場の教員に共有されないことが課題となっていることから、研究成果の広報活動等により、周知を行っていく必要があります。 各校の取組を情報共有しながら、さらなる校内の研修体制を構築することが必要です。新学習指導要領が施行され授業改善が求められる中、教職員の資質向上を図るための研修を継続して行い実践力を高めていきます。 指定研究推進校における研究成果については、報告書の作成だけでなく取組の事前周知や実践結果の内容が共有できるよう図っていきます。また、感染症対策や働き方改革の観点から公開授業のオンライン化など開催方法の検討も進めていきます。				

事業名	授業改善の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	授業改善をテーマとする校内研究の充実を図るため、専門的な知識を有する大学教授等を学校へ派遣します。				
実績・成果	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、全小・中学校において授業改善についての専門的な知識を有する大学教授等から指導・助言を受けました。 また、校内研究や教育委員会の指導訪問時に、学習指導要領で示されている授業改善の視点や最新の国の施策等について指導主事より指導・助言を行いました。 ①校内研究への大学教授等の派遣 全小・中学校 ②指導主事の訪問による授業改善に向けた指導・助言の実施 校内研究や教育委員会の指導訪問時に授業改善に向けた指導・助言：全小・中学校 ③指定研究推進校・教育課題研究校への支援や活動振興補助金の交付 担当指導主事による研究への指導・助言 補助金の交付：750,000円 ④校内研究担当者会の開催による各学校の研究内容の共有 校内研究担当者会の開催：１回（５月） 各校の校内研究の推進及び方法に関する協議・情報共有				
課題 改善事項	教員が、学習指導要領に示されている授業改善の視点とともに、国が示す教育施策について理解できるよう、指導主事が指導訪問や校内研究会において学習指導要領の趣旨を踏まえた指導・助言を継続的にしていく必要があります。 また、児童・生徒に身に付けさせるべき資質・能力を明確にし、組織的な授業改善が行えるよう校内研究を充実させるとともに、校内研究担当者会等で各校の成果を共有し、自校の授業改善に生かしていく必要があります。				

基本方針５　子どもたちの学びを支える教育環境の充実

施策の方向５－１　児童・生徒の安全対策の推進

事業名	児童・生徒の安全対策の充実	区分	継続	所管課	教育総務課 学校教育課 教育指導課
事業概要	子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、防犯カメラの設置や関係機関等との連携による通学路の合同点検、巡視等、通学路や学校敷地内の防犯・安全対策を実施します。				
実績・成果	防犯カメラの設置、緊急事案発生時連絡用携帯電話の配備等の学校敷地内における防犯対策や、安全パトロール車による巡視、防犯情報のメール配信等の通学路における防犯対策を実施しました。 また、「綾瀬市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策や、校務作業員による校内巡視、ＰＴＡ･地域の協力による小学校登下校時の児童の見守り、ＡＥＤの毎月の定期点検や電極パッドの交換等の安全対策を実施しました。 ①防犯カメラの設置、緊急事案発生時連絡用携帯電話の配備等の学校敷地内における防犯対策の実施 防犯カメラの設置：全小・中学校 ②ＡＥＤの設置 全小・中学校職員室に１台設置 ③安全パトロール車による巡視や防犯情報のメール配信等の通学路における防犯対策の実施 防犯情報のメール配信：年16件 ④「綾瀬市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策の実施 通学路合同点検の実施：小学校２校（７箇所）、中学校１校（２箇所） ⑤校務作業員による校内巡視やＰＴＡ･地域の協力による小学校登下校時の児童の見守り 校務作業員による校内巡視：平日毎日実施				
課題 改善事項	防犯カメラは平成26年度に設置してから８年が経過し、経年劣化による故障が増えています。適切な維持管理を行うとともに、設置台数についても検討を行い、防犯カメラの更新を計画していく必要があります。 また、子どもたちの心肺停止など緊急時への備えとして支障がないよう、ＡＥＤの毎月の定期点検や電極パットの交換など、引き続き行っていく必要があります。				

事業名	宿泊行事への看護師等の配置	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	宿泊行事期間中の子どもたちの健康管理、安全対策を図るため、修学旅行等に看護師・介助員を配置します。				
実績・成果	全小・中学校に延べ27人の看護師、34人の介助員を配置しました。 ①修学旅行等の宿泊行事への看護師・介助員の配置 【看護師】小学校：野外活動10人、修学旅行10人　中学校：修学旅行５人 特別支援学級合同宿泊学習　１人　連合運動会　１人 【介助員】小学校：野外活動７人、修学旅行９人　中学校：修学旅行５人 特別支援学級合同宿泊学習　12人　連合運動会　１人				
課題 改善事項	各校の実態により、必要になる看護師・介助員の数が毎年変動するため、各校から状況を聞き取り、必要に応じた看護師・介助員を確保し、配置する必要があります。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、看護師・介助員が不足しているため、今後も必要数の確保に努めていく必要があります。				

施策の方向５－３　学習環境の充実

事業名	教材等消耗品・備品の購入	区分	継続	所管課	教育総務課
事業概要	子どもたちの学習意欲の向上や安定した学校運営を図るため、学習活動に必要な教材等の消耗品や劣化した備品の計画的な更新等により、学習環境の整備を進めます。				
実績・成果	更新計画に基づき、新ＪＩＳ対応の机・椅子を購入しました。また、学習活動に必要な教材や図書を購入し、学習環境の整備を進めました。 ①新ＪＩＳ対応の机・椅子の購入 小学校：465セット、中学校：246セット ②図書の購入 小学校：4,554冊、中学校：3,271冊 ③学習活動に必要な教材等の消耗品の購入 校長裁量による消耗品等の購入				
課題 改善事項	備品等の経年劣化が進んでいるため、授業等の教育活動に支障のないよう、校長裁量による更新のほか、大型備品等については、計画的に更新をしていく必要があります。				

事業名	校務作業員の配置	区分	継続	所管課	教育総務課
事業概要	子どもたちや教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、校舎内外の清掃、花木の手入れ、軽微な修繕等の環境整備等を行う校務作業員を全小・中学校に配置します。				
実績・成果	全小・中学校に校務作業員を配置し、校舎内外の清掃などの環境整備等を実施しました。 ①全小・中学校への校務作業員の配置 各校１名配置				
課題 改善事項	施設の老朽化が進む中で、学校の環境整備等を行うために校務作業員の配置を継続していく必要があります。				

事業名	学校環境衛生管理の徹底	区分	継続	所管課	教育総務課 教育指導課
事業概要	子どもたちや教職員の健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期環境衛生検査等を実施します。				
実績・成果	水道水、プール水、揮発性物質、ダニアレルゲン等の検査やビル衛生管理法に基づく定期的な空気環境測定等の実施により、学校環境の衛生管理を行いました。また、コロナ禍の学校において、安全・安心な環境で教育活動を維持するため、新型コロナウイルス感染症対策物品を購入するとともに、換気・消毒など感染症対策の徹底を図りました。 ①飲料水、プール水の水質検査の実施 年１回　※水泳授業中止に伴い、プール水の水質検査は未実施。 ②教室の空気等の検査の実施 年１回 ③保健室のダニ等の検査の実施 年１回 ④校内の消毒等の新型コロナウイルス感染症対策の実施 随時				
課題 改善事項	飲料水等の検査については、子どもたちや教職員の健康・安全を図るため、引き続き検査を実施していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、今後も感染対策に万全を期し、引き続き児童・生徒が安心して学ぶことができる環境を維持して行くことが重要です。				

事業名	就学等のための経済的支援	区分	継続	所管課	学校教育課
事業概要	保護者の経済的負担と教育の機会均等を図るため、就学に必要な費用の援助や奨学金の給付を行います。				
実績・成果	保護者の経済的負担と教育の機会均等を図るため、次のとおり就学支援を行いました。 ①就学援助の実施 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対する入学準備費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費の給付 要保護：小学校8人、中学校6人 準要保護：未就学108人、小学校868人、中学校454人 ②特別支援教育就学奨励費の給付 特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者に対する学用品等購入費、新入学児童生徒学用品費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費等の給付 小学校：79人、中学校 35人　合計 114人 ③奨学金の給付　※（　）は申請者数 経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対する奨学金を給付 国公立：月5,000円　私立：月10,000円 国公立：109人（157人）、私立23人（50人）　合計132人（207人）				
課題 改善事項	準要保護基準については、生活保護基準の見直しによる影響が及ばないようにとの文部科学省からの通知を踏まえ、見直し前の基準である平成25年４月の生活保護基準の1.4倍以下としていましたが、令和４年度より平成30年４月の生活保護基準の1.4倍以下としています。また奨学金についても、就学援助と同様に令和４年度より平成30年４月の生活保護基準を使用し、生活保護基準の1.2倍以下としています。今後についても国の動向や他市の状況を踏まえ、随時認定基準の見直しを検討する必要があります。				

基本方針６　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

施策の方向６－１　開かれた学校づくりの推進

事業名	学校評価の実施	区分	継続	所管課	教育指導課
事業概要	学校の教育活動について、家庭・地域への説明責任を果たすとともに、連携・協働しながら学校づくりを進めるために、学校評価を実施します。				
実績・成果	子どもたちが、より良い教育を受けられるよう、各校の教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すため、児童・生徒、保護者、教職員に対して実施したアンケートの結果を基に報告書を作成しました(R3年度分）。 また、今年度からは、学校運営協議会委員が学校関係者評価委員として、学校から提示を受けた自己評価（上記報告書）の結果及び改善策を検証し、その評価結果を「学校関係者評価報告書」としてまとめ、各学校へ提示し、指導しました（R4年度分）。 ①学校評価の実施と報告書の作成（全小・中学校） 学校評価の実施と報告書の作成：全小・中学校(R3年度分) ②各学校の取組状況のとりまとめと家庭・地域への情報提供 各学校の学校関係者評価報告書の市ホームページにおける公開(R3年度分)				
課題 改善事項	学校・家庭・地域が連携・協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、社会に開かれた教育課程を目指す観点から、これまで以上に学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていく必要があります。 今後も、「地域とともにある学校づくり」を目指すため、学校運営協議会委員が学校運営に参画し、適切な学校評価を行い改善していくという、ＰＤＣＡサイクルが機能していく必要があります。				

事業名	学校開放の実施	区分	継続	所管課	教育総務課
事業概要	市民の身近な活動拠点や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の校庭や体育館、特別教室棟等の学校施設を地域や登録団体に開放します。				
実績・成果	校庭等の学校施設を地域や登録団体に開放しました。 ①校庭、体育館、特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）等の開放 利用者数：延べ199,600人				
課題 改善事項	市民の身近な活動拠点等の場として、引き続き学校運営に支障が無い範囲で開放を継続していく必要があります。				

生涯学習推進プラン

基本方針１　生涯学習活動の推進

施策の方向１－１　ライフステージに応じた学習活動の支援

事業名	生涯学習お届けバラ講座の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課
事業概要	市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、市政への理解と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市職員を市民の自主的な生涯学習の場（講座）に講師として派遣します。				
実績・成果	昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら講座を継続し、市政への理解と市民と行政による協働のまちづくりを推進しました。 ①各講座への市職員（講師）の派遣 派遣講座数：45講座 参加者数：1,024人 ②制度の利用促進に向けたパンフレット等の配布 パンフレット作成：2,120枚、配布：年１回印刷し、各施設に配布（市内公共施設等） ③利用者アンケートを基にした講座内容の分析・検討 利用者アンケートの実施：受講時受講者全員、分析：年１回				
課題 改善事項	コロナ前には及ばないものの令和３年度より実施講座数・参加者数が増加し、講座の依頼ジャンルも若干の多様化がみられています。引き続き、講座数・参加者数を増加できるよう、広報や市ホームページ・チラシ等による周知を行い、市政への理解と市民と行政による協働のまちづくりをより推進していく必要があります。				

事業名	成人への人権教育の推進	区分	継続	所管課	生涯学習課
事業概要	講演会（研修会）や映画会などを開催します。				
実績・成果	グループワークを取り入れた「人権を考える講演会」と、市民課と連携し「平和・人権映画会」を開催しました。 ①人権を考える講演会（研修会）の開催 年１回（参加者数20人、テーマ「ヤングケアラーについて考える」） ②平和・人権映画会の開催 年１回（参加者数73人、映画「あの日のオルガン」）				
課題 改善事項	今後も事業を着実に実施し、成人への人権教育の場を提供することで、市民の人権意識の向上を図る必要があります。				

施策の方向１－２　生涯学習活動を支える地域人材の育成

事業名	生涯学習人材バンク制度の実施	区分	拡充	所管課	生涯学習課
事業概要	学習活動や地域づくり活動を支援するため、知識や技能、経験を有した地域人材の制度への登録を進め、その情報を市民に広く提供するとともに、登録者の活動の活性化に向けた支援を行います。				
実績・成果	市広報への掲載や地域学校協働活動推進員等へ同制度の情報提供、生涯学習人材バンク登録者支援プログラムを実施し、知識や技能、経験を有した地域人材（登録者）の活動の活性化を図り、市民の多様な生涯学習活動支援につなげました。 ①市広報やホームページを活用した制度のＰＲ 市広報：年１回、市ホームページ：随時 ②生涯学習人材バンク登録者の募集 随時（４年度は市広報へ掲載） 新規登録者数：３件（令和３年度：７件） ③生涯学習人材バンク登録者支援プログラムの実施 ６件（令和３年度：０件） ④公民館（指定管理者）と協力した事業の実施 随時				
課題 改善事項	ウィズコロナ時代とともに、登録者支援プログラムの実施や、全小・中学校やＰＴＡ、新たに地域学校協働活動推進員への情報提供や市内公共施設へのリーフレット配架を行うなど、事業の活性化を図りましたが、今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、さらに事業周知や公民館との連携を行い、地域人材の活動の活性化や市民の生涯学習活動支援につなげていく必要があります。				

事業名	地域婦人団体連絡協議会活動の支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
事業概要	市民の主体的な生涯学習活動を推進するため、市民や地域で行われる男女共生講座等の生涯学習事業に対して支援します。				
実績・成果	地域婦人団体連絡協議会が開催する、男女共同参画社会の推進や現代的課題に関する男女共生講座への支援を実施しました。 ①生涯学習事業への補助金の交付 57,000円／年 ②講座等の開催にかかる企画・運営等への支援 男女共生講座　年２回				
課題 改善事項	協議会の会員数減少と会員の高齢化が進んでいるが、協議会の持続を目指し、男女共同参画社会の推進や現代的課題を解決するため、講座等の開催にかかる企画・運営等への支援を継続していく必要があります。				

基本方針５　家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実

施策の方向５－１　家庭教育支援の充実

事業名	ＰＴＡ連絡協議会活動の支援	区分	継続	所管課	生涯学習課
事業概要	子育て環境を向上させるため、家庭教育の充実を図り、ＰＴＡ指導者研修会や家庭教育推進大会等の事業に対して支援します。				
実績・成果	地域全体で子どもたちの学びや成長を支える中で、家庭教育の推進を図るため、市ＰＴＡ連絡協議会への支援を実施しました。 ①家庭教育の充実を図る事業への補助金の交付 238,000円／年 ②ＰＴＡ連絡協議会との連携による講演会等の企画・運営 家庭教育講座、ＰＴＡ指導者研修会、家庭教育推進大会等、市ＰＴＡ連絡協議会と連携し各種施策の企画・運営を行いました。				
課題 改善事項	子どもたちが倫理観、自立心や自制心、社会的マナー等を身に付けられるように、家庭の教育力を向上させていくには、各家庭への情報提供や相談体制の充実が必要であるため、市ＰＴＡ連絡協議会等、子どもの成長を支える団体への支援を継続して行う必要があります。				

施策の方向５－２　開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進

事業名	地域学校協働活動の推進	区分	拡充	所管課	生涯学習課 教育指導課
事業概要	地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進するため、その役割を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を各学校運営協議会の中から１名委嘱し、その養成を図るとともに、地域学校協働活動を推進し、地域全体で子どもを育てるための体制づくりや、地域全体の活性化につなげます。				
実績・成果	令和４年度から地域学校協働活動推進員を各学校１名ずつ配置し、年３回、市主催の養成講座を実施しました。 ①地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱及び養成講座の実施 ４月１日付で委嘱。年３回実施。 ②生涯学習人材バンク制度等の活用 随時 ③地域ボランティア・団体等を学校等へ情報発信 市ＰＴＡ連絡協議会等へ事業について情報発信				
課題 改善事項	令和４年度は地域ごとで活動実績の差があったため、引き続き地域コーディネーターや市内小中学校の本事業を担当する教職員を対象に、フォローアップを目的とした講習会を実施するなど、本事業の周知や、各地域の活動内容を共有することができる場を提供していく必要があります。				

事業名	学校開放の実施	区分	継続	所管課	生涯学習課 教育総務課
事業概要	市民の身近な活動拠点や学習活動の場として、小・中学校特別教室棟などの学校施設を登録団体に開放します。				
実績・成果	小・中学校の特別教室棟を登録団体に開放しました。 ①特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）の開放 73件（利用者数794人）				
課題 改善事項	今年度は団体登録の更新年度であったが、利用の少ない団体の更新がされず、相対的には減少となっています。新型コロナウイルス感染症対策の緩和はされつつも、必要な対策は実施してもらい、今後も継続的な生涯学習活動の場を提供する必要があります。				

第三者委員会による検証結果

※（　　）内のページ番号は、各事業の取組状況確認の掲載ページです。

小中一貫教育の推進（P.35）について、今回「計画どおり実行できなかった」と評価されていますが、効果的になるように無理せずに実情に応じて実施することでよいと考えます。教員の業務負担が課題となっているとのことなので、働き方改革の課題をクリアしていくことが、乗り入れ授業等を拡充していくことにつながると思います。９年間の一貫した教育環境で、子どもたちが安心・安定して学べる環境に期待いたします。

外国語（英語）教育の充実（P.37）について、年に一度の研修で教員のスキルがアップするとは思えません。しかしながら、研修の回数を増やせば教員の時間がとられ、ますます苦しくなります。英語の専科教員を増やすことが必要だと思います。

外国につながりのある児童・生徒への支援（P.39）について、日本語が話せない保護者の通訳として学校を休んで病院や市役所の窓口についていく児童・生徒がいます。子供たちだけではなく、大人に対しての支援も必要だと思います。教育委員会だけでなく市として考えていっていただきたいと思います。

家庭教育支援の充実（P.43）について、「あやせゼロの日運動」及び「あやせ夜間ゼロ運動」は、運動が開始されてからかなりの年月が経過しています。市民に浸透した一方で、運動自体がマンネリ化に陥っているのではないでしょうか。学習用タブレット端末の持ち帰り学習が始まった今の時代に合った運動の展開を期待します。

部活動の振興（P.52）について、部活動指導顧問や指導協力者の派遣により、部活動における専門性の強化や、教員の多忙化の軽減につなげているようです。学校教育を一層活性化させる方向で活用して欲しいと思います。また、部活動の地域移行については推進協議会で研究を進めているようですが、当事者である子ども、教職員、保護者等の意見を十分に聞き、それぞれの地域の実情に応じて進めていただきたいと思います。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携（P.56）について、ヤングケアラーの問題など、児童・生徒や家庭が抱える問題は多様化・複雑化しています。スクールソーシャルワーカーについても、スクールカウンセラーと同様に、少なくとも市内全校に週１回は派遣できるよう検討する必要があるのではないでしょうか。

6　第三者委員会による検証結果　～第１部・第２部全体を通して～

学校における働き方改革の推進にあたっては、何を新しくし、何を継続し、何を廃止するかを整理することが重要です。教育現場では常に新しい対応が求められ、継続しなければならないことが多いにもかかわらず、廃止や方向転換する仕事内容は少ない傾向にあります。コロナ禍における対応や、ＧＩＧＡスクール構想による一人１台の学習用タブレット端末の活用も教員には多くの業務負担増となりました。そう考えると、水泳指導の民間委託や部活動の地域移行等の改革は、さまざまな課題を見据えながら、丁寧な議論を重ねつつも、出来るだけ速やかに進める必要があります。

また、教職員の負担を軽減するためには、子どもたちを真ん中に置き、教員と保護者がもう少し相互に理解できるような関係性が理想だと感じます。例えばコミュニティ・スクールや講座、研修会などを通して学校における働き方改革について理解促進のための啓発を行うなど、相互理解を深める取組を期待します。

教育委員会だけでは解決できないことも多々あると思いますが、関係他課とも連携し、市としてどうしていくのかということを検討したり、県や国に働きかけ連携したりしていくことを期待します。

《 綾瀬市教育大綱 》

基本理念　　自分らしく学び続ける
目　　標　　「生きる力」を身に付ける

《 第２期綾瀬市教育振興基本計画　基本目標 》

１　人を思いやり　社会を生き抜く力を身に付けた　綾瀬の子ども

２　生きがいと誇りを持って人生を歩む　綾瀬市民

令和５年度

教育委員会点検・評価報告書

（令和４年度事業対象）

発　行　　令和５年**１１月**
綾瀬市教育委員会

編　集　　教育部　教育総務課
〒252-1192　綾瀬市早川550番地
電話　0467-77-1111（代表）